

第1章 趣旨及び基本方針

(趣旨)

第1条 この条例は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第110条第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(基本方針)

第3条 指定介護療養型医療施設は、長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようすることを目指すものでなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の意思及び人格を尊重し、常に入院患者の立場に立って指定介護療養型医療施設サービスの提供を行なうよう努めなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、地域及び入院患者の家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。）、他の介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第2章 人員に関する基準

第4条 指定介護療養型医療施設（療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院であるものに限る。）が有しなければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上

(2) 療養病床に係る病室によって構成される病棟（療養病床が病棟の一部である場合は、当該一部。以下「療養病床に係る病棟」という。）に配置しなければならない看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）常勤換算方法で、療養病床に係る病棟における入院患者の数を6で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）以上

(3) 療養病床に係る病棟に配置しなければならない介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病棟における入院患者の数を6で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）以上

(4) 理学療法士及び作業療法士 当該指定介護療養型医療施設の実情に応じた適当事数

(5) 介護支援専門員 1以上（療養病床に係る病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）における入院患者の数を100で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）を標準とする。）

2 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る。）が有しなければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 医師 常勤換算方法で、1以上

(2) 療養病床に係る病室に配置しなければならない看護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数を6で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）以上

(3) 療養病床に係る病室に配置しなければならない介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数を6で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）以上

(4) 介護支援専門員 1以上

3 指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行による改正前後の介護保険法の整備に関する政令（平成23年政令第375号）第1条の規定による改訂前後の介護保険法の施行（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟（以下「老人性認知症疾患療養病棟」という。）を有する病院（以下「老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」という。）であるものに限る。）が有しなければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法上必要とされる数以上

(2) 老人性認知症疾患療養病棟に配置しなければならない看護職員 次のア又はイに掲げる老人性認知症疾患療養病棟の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数

ア 老人性認知症疾患療養病棟（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第43条の2の規定の適用を受ける病院が有するものに限る。）常勤換算方法で、

当該老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数を3で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）以上

イ 老人性認知症疾患療養病棟（アに掲げるものを除く。）常勤換算方法で、当該

- 老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数を4で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）以上
- (3) 老人性認知症疾患療養病棟に配置しなければならない介護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数を6で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）以上
- (4) 老人性認知症疾患療養病棟に配置しなければならない作業療法士 1以上
- (5) 老人性認知症疾患療養病棟に配置しなければならない精神保健福祉士又はこれに準ずる者 1以上
- (6) 介護支援専門員 1以上（老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数を100で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）を標準とする。）
- 4 前3項の入院患者の数は、前年度の平均値とする。
- 5 第1項から第3項までの「常勤換算方法」とは、指定介護療養型医療施設の従業者の勤務延べ時間数の総数を当該指定介護療養型医療施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該指定介護療養型医療施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- 6 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設が有しなければならない介護支援専門員の員数の標準は、第1項第5号及び第3項第6号の規定にかかわらず、療養病床（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数及び老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数の合計数を100で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）とする。
- 7 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護療養型医療施設（ユニット型指定介護療養型医療施設（第42条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）及びユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合の介護職員を除き、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。
- 8 第1項第5号、第3項第6号及び第6項の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務に従事することができるものとする。
- 9 第3項第1号の医師のうち1人は、老人性認知症疾患療養病棟において指定介護療養施設サービスを担当する医師としなければならない。
- 10 第3項第4号の作業療法士及び同項第5号の精神保健福祉士又はこれに準ずる者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。

第3章 設備に関する基準

（構造設備）

第5条 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。以下この条において同じ。）は、食堂及び浴室を有しなければならない。

2 指定介護療養型医療施設の病室、廊下、機能訓練室、談話室、食堂及び浴室については、次の基準に適合しなければならない。

- (1) 療養病床に係る一の病室の病床数は、4床以下とすること。
- (2) 療養病床に係る病室の床面積は、内のりによる測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上とすること。
- (3) 患者が使用する廊下であって、療養病床に係る病室に隣接する廊下の幅は、内のりによる測定で1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、内のりによる測定で2.7メートル以上とすること。
- (4) 機能訓練室は、内のりによる測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。
- (5) 談話室は、療養病床の入院患者同士又は入院患者及びその家族等の談話に支障のない広さを有すること。
- (6) 食堂は、内のりによる測定で療養病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有すること。
- (7) 浴室は、身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

第6条 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。以下この条において同じ。）は、食堂及び浴室を有しなければならない。

2 指定介護療養型医療施設の病室、廊下、機能訓練室、談話室、食堂及び浴室については、次の基準に適合しなければならない。

- (1) 療養病床に係る一の病室の病床数は、4床以下とすること。
- (2) 療養病床に係る病室の床面積は、内のりによる測定で入院患者1人につき6.4平方メートル以上とすること。
- (3) 患者が使用する廊下であって、療養病床に係る病室に隣接する廊下の幅は、内のりによる測定で1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、内のりによる測定で2.7メートル以上とすること。
- (4) 機能訓練室は、機能訓練を行ふために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。
- (5) 談話室は、療養病床の入院患者同士又は入院患者及びその家族等の談話に支障のない広さを有すること。

- (6) 食堂は、内のりによる測定で療養病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有すること。

(7) 浴室は、身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

第7条 指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。以下の条において同じ。）は、生活機能回復訓練室、デイルーム、面会室、食堂及び浴室を有しなければならない。

2 指定介護療養型医療施設の病室、廊下、生活機能回復訓練室、デイルーム、面会室、食堂及び浴室については、次の基準に適合しなければならない。

(1) 老人性認知症疾患療養病棟に係る一の病室の病床数は、4床以下とすること。

(2) 老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の床面積は、内のりによる測定で入院患者1人につき6.4平方メートル以上とすること。

(3) 老人性認知症疾患療養病棟の用に供される部分（事業の管理の事務に供される部分を除く。）の床面積は、入院患者1人につき18平方メートル以上とすること。

(4) 患者が使用する廊下であって、老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に隣接する廊下の幅は、内のりによる測定で1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、内のりによる測定で2.7メートル（医療法施行規則第43条の2の規定の適用を受ける病院にあっては、2.1メートル）以上とすること。

(5) 生活機能回復訓練室は、60平方メートル以上の床面積を有し、専用の器械及び器具を備えること。

(6) デイルーム及び面会室の面積の合計は、老人性認知症疾患療養病棟に係る病床における入院患者1人につき2平方メートル以上の面積を有すること。

(7) 食堂は、老人性認知症疾患療養病棟に係る病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有すること。ただし、前号のデイルームを食堂として使用することができる。

(8) 浴室は、入院患者の入浴の介助を考慮してできるだけ広いものとすること。

第4章 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第8条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、患者又はその家族に対し、第28条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の患者のサービスの選択に資するとの認められる重要な事項を記載した文書を交付して説明を行ない、当該指定介護療養施設サービスの提供の開始について患者の同意を得なければならぬ。

2 指定介護療養型医療施設は、患者又はその家族から申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第4項に定める電気通信回線を用いて、その他の情報の通信用の技術を利用して、当該文書に記載すべき重要な事項を子機にて受け取る方法（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護療養型医療施設は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織（指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機と患者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうち次に掲げるものの
ア 指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機と患者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
イ 指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要な事項を電気通信回線を通じて患者又はその家族の閲覧に供し、当該患者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要な事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要な事項を記録したもの交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、患者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 指定介護療養型医療施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要な事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該患者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に掲げる方法のうち指定介護療養型医療施設が使用するもの
(2) ファイルへの記録の方法

5 前項の規定による承諾を得た指定介護療養型医療施設は、当該患者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該患者又はその家族に対し、第1項に規定する重要な事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該患者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第9条 指定介護療養型医療施設は、正当な理由がなく、指定介護療養施設サービスの提

僕を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

(受給資格等の確認)

第 1 合被保険者、者は、被保険者の被保険者の被認定するための証明書を提出する。この場合、被保険者の被認定するための証明書を提出する。

(要介護認定の申請に係る援助)

第12条 介護認定申請書の提出と審査
1. 申請書類の提出
2. 申請書類の審査
3. 申請書類の決定
4. 申請書類の届出

2 指定介護療養型医療施設は、入院患者が行う要介護認定の更新の申請が遅くとも該当該入院患者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までには行われるよう、該当該入院患者に対し必要な護援助を行わなければならない。
(入院期間)

(入退院)

要介護者3名を対象とした施設型養介護は、サヘル地区の高齢者に対する医療・看護・介護の総合的支援である。施設型養介護は、施設内に在住する高齢者を対象としたもので、施設内に在住する高齢者の生活支援、医療・看護、介護、精神的・社会的支援などを実施する。施設型養介護は、施設内に在住する高齢者の生活支援、医療・看護、介護、精神的・社会的支援などを実施する。

2 指定員の患者の医学的管理が療養入院を必要とする場合に、患者の長期入院を希望する場合は、施設の申込みを行っている。この申込みには、施設の選択と、入院の期間、入院料金等の諸条件が含まれる。

3 指定居宅介護支援事業者は、当該患者に係る居宅介護支援事務の入院に際しては、当該患者の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービスの利用状況等を把握する。また、当該患者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービスの利用状況等を把握する。

4 必要性が定められた場合には、医師は、入院患者の適応を判断し、指示を当該医療対院に退院する旨を指示する。
5 指定者が定めた場合には、医師は、入院患者の適応を判断し、指示を当該医療対院に退院する旨を指示する。

に対し適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退院後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第14条 指定介護療養型医療施設は、入院に際しては入院の年月日並びに入院している介護保険施設の種類及び名称を、退院に際しては退院の年月日を、当該患者の被保険者証に記載しなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供したときには、提供了した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

規定され。設て基用に以用一が要とし。支第設。利の臣に額設項支下料部定したる払うら。) 大スの施。介8療いか。働ビ用療する定サ4医を者じ。勞一費医す指設第型ス患同生サた型とい施(法養ビ院下厚設し養のなとビ介設は。う定療ス介け該料を一定施にい規護ビ定受に用料ばね。サ指養きをに介一指をス利に領該療と価項定サ該払ビは。受当護た対2指設当支一受けを理り介しる第該施らのサ受代わ定供係条當養か額領をに定代指提に同に療) た受払法によるを用て現護。得理支が、者係ス費用が介うて代は、患にビるつ額定いし定かに。院費一なにの指と除法者を施入スサとスそに控、患者治療がビ設象ビ(現額をは院が医費一施対一額該準額設入額型スサ養のサの當基の施に善護サ設介の養たきスピ型たへ介護施定費療しとビ一養し。定介該指ス護定のサ療供指設当るビ介算えサ護護提施のす一定り超設介を。5より當サ指よを施設定ス1に於けるに介當準の下る2一額

3 指定介護施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受ける場合に要する費用（法律第51条の2第1項の規定により特定入所者会議並

(2) 居住費が定額度(同条第4項)に於ける。)の医療費を限度とする。

- (3) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号。以下「基準省令」という。)第12条第3項第3号に規定する厚生労働大臣の定める基準により入院患者が選定する特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 基準省令第12条第3項第4号に規定する厚生労働大臣の定める基準により入院患者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 理美容代
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定介護療養型医療施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入院患者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第12条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定介護療養型医療施設は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入院患者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、入院患者の同意を得なければならない。この場合において、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。
- (保険給付の請求のための証明書の交付)
- 第16条 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護療養型医療施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した指定介護療養型医療施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入院患者に対して交付しなければならない。
- (指定介護療養型医療施設サービスの取扱方針)
- 第17条 指定介護療養型医療施設は、施設サービス計画に基づき、入院患者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、入院患者の心身の状況等を踏まえて、当該入院患者の療養を妥当かつ適切に行わなければならぬ。
- 2 指定介護療養型医療施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
- 3 指定介護療養型医療施設の従業者は、指定介護療養型医療施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入院患者又はその家族に対し療養上必要な事項について理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。
- 4 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養型医療施設サービスの提供に当たっては、当該入院患者又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入院患者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。
- 5 指定介護療養型医療施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 指定介護療養型医療施設は、自らその提供する指定介護療養型医療施設サービスの質の評価を行い、常にその指定介護療養型医療施設サービスの質の改善を図らなければならない。
- 7 指定介護療養型医療施設は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。
- 8 指定介護療養型医療施設は、その提供する指定介護療養型医療施設サービスの質について定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその指定介護療養型医療施設サービスの質の改善を図るよう努めなければならない。
- (施設サービス計画の作成)
- 第18条 指定介護療養型医療施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以下「計画担当介護支援専門員」という。この条及び第27条において同じ。)は、施設サービス計画の作成に当たっては、入院患者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入院患者の有する能力、置かれている環境等の評価を通じて入院患者が現に抱える問題点を明らかにし、入院患者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握(次項及び第9項において「アセスメント」という。)に当たっては、入院患者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入院患者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 5 計画担当介護支援専門員は、入院患者の希望、入院患者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、入院患者の家族の希望を勘案して、入院患者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護療養型医療施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護療養型医療施設サービスの内容、指定介護療養型医療施設サービスを提供する上で留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入院患者に対する指定介護療養施

- 設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者に対し専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入院患者又はその家族に対して説明し、文書により入院患者の同意を得なければならない。
- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成したときには、当該施設サービス計画を入院患者に交付しなければならない。
- 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入院患者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下この項において「モニタリング」という。）に当たっては、入院患者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に掲げる措置を行わなければならない。
- (1) 定期的に入院患者に面接すること。
 - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者に対し専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- (1) 入院患者が要介護更新認定を受けた場合
 - (2) 入院患者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- 12 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。
(診療の方針)
- 第19条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるほか、基準省令第16条第1項に規定する厚生労働大臣が定める基準によらなければならない。
- (1) 診療は、一般に医師としてその必要があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基に、療養上妥当かつ適切に行うこと。
 - (2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入院患者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果を見込めるよう適切な指導を行うこと。
 - (3) 常に入院患者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、入院患者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。
 - (4) 検査、投薬、注射、処置等は、入院患者の病状に照らして妥当かつ適切に行うこと。
 - (5) 特殊な療法又は新しい療法等については、基準省令第16条第1項第5号に規定する厚生労働大臣が定めるもののほか、行わないこと。
 - (6) 基準省令第16条第1項第6号に規定する厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入院患者に施用し、又は処方しないこと。ただし、薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第16項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象となる薬物を使用する場合においては、この限りでない。
 - (7) 入院患者の病状の急変等により自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じること。
- (機能訓練)
- 第20条 指定介護療養型医療施設は、入院患者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて理学療法、作業療法その他適切なりハビリテーションを計画的に行わなければならない。
(看護及び医学的管理の下における介護)
- 第21条 看護及び医学的管理の下における介護は、入院患者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入院患者の病状及び心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。
- 2 指定介護療養型医療施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入院患者を入浴させ、又は清しきしなければならない。
 - 3 指定介護療養型医療施設は、入院患者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
 - 4 指定介護療養型医療施設は、おむつを使用せざるを得ない入院患者のおむつを適切に取り替えなければならない。
じょくそう
 - 5 指定介護療養型医療施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
 - 6 指定介護療養型医療施設は、前各項に規定するもののほか、入院患者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。
 - 7 指定介護療養型医療施設は、入院患者に、その負担により当該指定介護療養型医療施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。
(食事)
- 第22条 指定介護療養型医療施設は、栄養並びに入院患者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。
し
- 2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の自立に配慮して、入院患者が可能な限り離床

- して、食堂で食事をとることを支援するよう努めなければならない。
- 3 指定介護療養型医療施設は、県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工したもののが使用された食事を提供するよう努めなければならない。
- 4 指定介護療養型医療施設は、地域の特色を生かした食事の提供その他の食育を推進する取組を行うよう努めなければならない。
(その他のサービスの提供)
- 第23条 指定介護療養型医療施設は、適宜、入院患者のためのレクリエーションを行うよう努めるものとする。
- 2 指定介護療養型医療施設は、常に入院患者の家族との連携を図るとともに、入院患者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
(患者に関する市町村への通知)
- 第24条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養型医療施設サービスを受けている入院患者が次に掲げるいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。
- (1) 指定介護療養施設サービスの利用の必要がなくなったと認められるにもかかわらず退院しないとき。
- (2) 正当な理由がなく、指定介護療養施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (3) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
(管理者の要件)
- 第25条 指定介護療養型医療施設を管理する医師は、医療法第12条第2項の規定による許可を受けた場合を除くほか、同時に他の病院又は診療所を管理する者であってはならない。
- 2 指定介護療養型医療施設の管理者は、同時に他の介護保険施設、養護老人ホーム等の社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの施設が同一敷地内にあること等により当該指定介護療養型医療施設の管理上支障がない場合は、この限りでない。
(管理者の責務)
- 第26条 指定介護療養型医療施設の管理者は、当該指定介護療養型医療施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならぬ。
- 2 指定介護療養型医療施設の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行いうるものとする。
(計画担当介護支援専門員の責務)
- 第27条 計画担当介護支援専門員は、第18条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 入院の申込みを行っている患者の入院に際し、当該患者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、当該患者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 入院患者の退院に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。
- (3) 第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録を行うこと。
- (4) 第39条第3項に規定する事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録を行うこと。
- (運営規程)
- 第28条 指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めなければならない。
- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入院患者の定員
- (4) 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他施設の運営に関する重要な事項
- (勤務体制の確保等)
- 第29条 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し適切な指定介護療養施設サービスを提供できるよう、従業者の勤務体制を定めなければならない。
- 2 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設の従業者によって指定介護療養施設サービスを提供しなければならない。ただし、入院患者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定介護療養型医療施設は、従業者がその資質の向上のために必要な研修を受ける機会を確保しなければならない。
(定員の遵守)
- 第30条 指定介護療養型医療施設は、入院患者の定員及び病室の定員を超えて入院させなければならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
(非常災害対策)
- 第31条 指定介護療養型医療施設は、消防設備その他の非常災害に対処するために必要

- な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。
- 2 指定介護療養型医療施設は、非常災害時に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。
 - 3 指定介護療養型医療施設は、非常災害時には、被災した高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の受入れに努めなければならない。
(衛生管理等)
- 第32条 指定介護療養型医療施設は、入院患者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。
- 2 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定介護療養型医療施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に対し周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定介護療養型医療施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のために必要な研修を定期的に実施すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、基準省令第28条第2項第4号に規定する厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。
- (協力歯科医療機関)
- 第33条 指定介護療養型医療施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該指定介護療養型医療施設との間で、入院患者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めるよう努めなければならない。
- (掲示)
- 第34条 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設の建物内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、利用料その他サービスの選択に資する認められる重要な事項を掲示しなければならない。
- (秘密保持等)
- 第35条 指定介護療養型医療施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入院患者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 指定介護療養型医療施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入院患者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
 - 3 指定介護療養型医療施設は、居宅介護支援事業者等に対し入院患者に関する情報を提供するときには、あらかじめ、文書により当該入院患者の同意を得ておかなければならぬ。
(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)
- 第36条 指定介護療養型医療施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該指定介護療養型医療施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- 2 指定介護療養型医療施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定介護療養型医療施設からの退院患者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。
- (苦情処理)
- 第37条 指定介護療養型医療施設は、その提供した指定介護療養施設サービスに関する入院患者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護療養型医療施設は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
 - 3 指定介護療養型医療施設は、提供した指定介護療養施設サービスに関し、法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入院患者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。この場合において、当該市町村から求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。
 - 4 指定介護療養型医療施設は、提供した指定介護療養施設サービスに関する入院患者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下この項において同じ。）が行う法第176条第1項第2号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。この場合において、国民健康保険団体連合会から求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。
- (地域との連携等)
- 第38条 指定介護療養型医療施設は、その運営に当たっては、地域住民と連携し、又は

- その自発的な活動等に協力する等地域との交流に努めなければならない。
- 2 指定介護療養型医療施設は、入院患者が地域住民と交流できる機会を確保するよう努めなければならない。
 - 3 指定介護療養型医療施設は、その運営に当たっては、市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
(事故発生の防止及び発生時の対応)
- 第39条 指定介護療養型医療施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を定めること。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について従業者に対し周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会を定期的に開催するとともに、従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入院患者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
 - 3 指定介護療養型医療施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった措置について記録しなければならない。
 - 4 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害を賠償しなければならない。
(会計の区分)
- 第40条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。
(記録の整備)
- 第41条 指定介護療養型医療施設は、従業者、施設及び設備並びに会計に関する記録を備え置かなければならぬ。
- 2 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を、当該入院患者の施設サービス計画とともに、指定介護療養施設サービス提供の終了の日から2年間保存しなければならない。
 - (1) 第14条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (2) 第17条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (3) 第24条に規定する市町村への通知に係る記録
 - (4) 第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 第39条第3項に規定する事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録
- 第5章 ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準
- ### 第1節 趣旨及び基本方針
- (この章の趣旨)
- 第42条 第3条、第3章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型指定介護療養型医療施設(施設の全部において少数の病室及び当該病室に近接して設けられる共同生活室(当該病室の入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。)により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。)ごとに入院患者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるとところによる。
(基本方針)
- 第43条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入院前の居宅における生活と入院後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、各ユニットにおいて入院患者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。
- 2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、地域及び入院患者の家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- ### 第2節 設備に関する基準
- (構造設備)
- 第44条 ユニット型指定介護療養型医療施設(療養病床を有する病院に限る。以下この条において同じ。)は、ユニット及び浴室を有しなければならない。
- 2 ユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合しなければならない。
 - (1) ユニット 一のユニットの入院患者の定員はおおむね10人以下とするとともに、次のアからエまでに掲げる設備を設けるものとし、それぞれアからエまでに掲げる設

備の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める基準に適合すること。

ア 病室 次に掲げる基準に適合すること。

(ア) 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、入院患者への指定介護療養施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。

(ウ) 一の病室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、

(ア) ただし書に規定する場合にあっては、21.3平方メートル以上とするこ

と。

(エ) ユニットに属しない病室を改修した病室は、入院患者同士の視線の遮断を確保すること。この場合において、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。

(オ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室 次に掲げる基準に適合すること。

(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備 次に掲げる基準に適合すること。

(ア) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

エ 便所 次に掲げる基準に適合すること。

(ア) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

(2) 廊下 廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

(3) 機能訓練室 内のりによる測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

(4) 浴室 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

3 前項第2号から第4号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用に供するものでなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 第2項第1号イの共同生活室は、医療法施行規則第21条第3号に規定する食堂とみなす。

第45条 ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。以下この条において同じ。）は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

2 ユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準を満たさなければならない。

(1) ユニット 一のユニットの入院患者の定員は、おおむね10人以下とするとともに、次のアからエまでに掲げる設備を設けるものとし、それぞれアからエまでに掲げる設備の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める基準に適合すること。

ア 病室 次に掲げる基準に適合すること。

(ア) 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、入院患者への指定介護療養施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。

(ウ) 一の居室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、

(ア) ただし書に規定する場合にあっては、21.3平方メートル以上とするこ

と。

(エ) ユニットに属しない病室を改修した病室は、入院患者同士の視線の遮断を確保すること。この場合において、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。

(オ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室 次に掲げる基準に適合すること。

(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備 次に掲げる基準に適合すること。

(ア) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

エ 便所 次に掲げる基準に適合すること。

- (ア) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適當数設けること。
- (イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者の使用に適したものとすること。
- (2) 廊下 廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.メートル以上とすること。
- (3) 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。
- (4) 浴室 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。
- 3 前項第2号から第4号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用に供するものでなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 第2項第1号イの共同生活室は、医療法施行規則第21条の4において準用する同令第21条第3号に規定する食堂とみなす。
- 第46条 ユニット型指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。以下この条において同じ。）は、ユニット、生活機能回復訓練室及び浴室を有しなければならない。
- 2 ユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、生活機能回復訓練室及び浴室については、次に掲げる基準を満たさなければならぬ。
- (1) ユニット 一のユニットの入院患者の定員は、おおむね10人以下とするとともに、次のアからエまでに掲げる設備を設けるものとし、それぞれアからエまでに掲げる設備の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める基準に適合すること。
- ア 病室 次に掲げる基準に適合すること。
- (ア) 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、入院患者への指定介護療養施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができます。
- (イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。
- (ウ) 一の居室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書に規定する場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。
- (エ) ユニットに属しない病室を改修した病室は、入院患者同士の視線の遮断を確保すること。この場合において、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。
- (オ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- イ 共同生活室 次に掲げる基準に適合すること。
- (ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (ウ) 必要な設備及び備品を備えること。
- ウ 洗面設備 次に掲げる基準に適合すること。
- (ア) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適當数設けること。
- (イ) 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。
- エ 便所 次に掲げる基準に適合すること。
- (ア) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適當数設けること。
- (イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者の使用に適したものとすること。
- (2) 廊下 廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。
- (3) 生活機能回復訓練室 60平方メートル以上の床面積を有し、専用の器械及び器具を備えること。
- (4) 浴室 入院患者の入浴の介助を考慮してできるだけ広いものとすること。
- 3 前項第2号から第4号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用に供するものでなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。
- ### 第3節 運営に関する基準
- (利用料等の受領)
- 第47条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護療養施設サービスを提供した場合には、入院患者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護療養型医療施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護療養施設サービスを提供した場合に入院患者から支払を受ける利用料の額と施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。
- (1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費

用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該ユニット型指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

- (2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該ユニット型指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）
 - (3) 基準省令第42条第3項第3号に規定する厚生労働大臣の定める基準により入院患者が選定する特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (4) 基準省令第42条第3項第4号に規定する厚生労働大臣の定める基準により入院患者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (5) 理美容代
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、指定介護療養施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入院患者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第42条第4項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入院患者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、入院患者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（指定介護療養施設サービスの取扱方針）

- 第48条 指定介護療養施設サービスは、入院患者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入院患者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入院患者の日常生活を支援するものとして提供されなければならない。
- 2 指定介護療養施設サービスは、各ユニットにおいて入院患者がそれぞれの役割を担つて生活を営むことができるよう配慮して提供されなければならない。
- 3 指定介護療養施設サービスは、入院患者のプライバシーの確保に配慮して提供されなければならない。
- 4 指定介護療養施設サービスは、入院患者の自立した生活を支援することを基本として、入院患者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に提供されなければならない。
- 5 ユニット型指定介護療養型医療施設の従業者は、指定介護療養施設サービスの提供に当たって、入院患者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 6 ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、当該入院患者又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 7 ユニット型指定介護療養型医療施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 8 ユニット型指定介護療養型医療施設は、自らその提供する指定介護療養施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 9 ユニット型指定介護療養型医療施設は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。
- 10 ユニット型指定介護療養型医療施設は、その提供する指定介護療養施設サービスの質について、定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその指定介護療養施設サービスの質の改善を図るよう努めなければならない。
- （看護及び医学的管理の下における介護）
- 第49条 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入院患者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入院患者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。
- 2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の日常生活における家事を、入院患者の病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を担つて行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入院患者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもつて入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、おむつを使用せざるを得ない入院患者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 6 ユニット型指定介護療養型医療施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

7 ユニット型指定介護療養型医療施設は、前各項に規定するもののほか、入院患者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

8 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者に、その負担により、当該ユニット型指定介護療養型医療施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第50条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、栄養並びに入院患者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供とともに、入院患者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるように必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者が相互に社会的関係を築くことができるように、その意思を尊重しつつ、入院患者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工したものが使用された食事を提供するよう努めなければならない。

6 ユニット型指定介護療養型医療施設は、地域の特色を生かした食事の提供その他の食育を推進する取組を行うよう努めなければならない。

(その他のサービスの提供)

第51条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入院患者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、常に入院患者の家族との連携を図るとともに、入院患者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第52条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1) 施設の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 入院患者の定員

(4) ユニットの数及びユニットごとの入院患者の定員

(5) 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(6) 施設の利用に当たっての留意事項

(7) 非常災害対策

(8) その他施設の運営に関する重要な事項

(勤務体制の確保等)

第53条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し適切な指定介護療養施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入院患者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に掲げる職員配置を行わなければならない。

(1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

(2) 夜間については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間の勤務に従事する職員として配置すること。

(3) ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、当該ユニット型指定介護療養型医療施設の従業者によって指定介護療養施設サービスを提供しなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第54条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、ユニットごとの入院患者の定員及び病室の定員を超えて入院させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第55条 第8条から第14条まで、第16条、第18条から第20条まで、第24条から第27条まで及び第31条から第41条までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第8条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第52条に規定する重要な事項に関する規程」と、第26条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第41条第2項第1号中「第14条第2項」とあるのは「第55条において準用する第14条第2項」と、第27条中「第18条」とあるのは「第55条において準用する第18条」と、第41条第2項第3号中「第24条」とあるのは「第55条において準用する第24条」と、第27条第3号及び第41条第2項第4号中「第37条第2項」とあるのは「第55条において準用する第

37条第2項」と、第27条第4号及び第41条第2項第5号中「第39条第2項」とあるのは「第55条において準用する第39条第2項」と、第41条第2項第2号中「第17条第5項」とあるのは「第48条第7項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る。）が有しなければならない従業者の員数は、当分の間、第4条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 医師 常勤換算方法で、1以上

(2) 療養病床に係る病室に配置しなければならない看護職員及び介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数を3で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合はこれを切り上げる。）以上。ただし、そのうちの1については看護職員とする。

(3) 介護支援専門員 1以上

第3条 当分の間、第4条第3項第3号中「6」とあるのは、「8」とする。

第4条 専ら老人性認知症疾患療養病棟における作業療法に従事する常勤の看護師（老人性認知症疾患の患者の作業療法に従事した経験を有する者に限る。）を置いている指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるものに限る。）については、当分の間、第4条第3項第4号中「作業療法士」とあるのは「週に1日以上当該老人性認知症疾患療養病棟において指定介護療養施設サービスに従事する作業療法士」と、同条第10項中「第3項第4号の作業療法士及び同項第5号の精神保健福祉士」とあるのは「第3項第5号の精神保健福祉士」とする。

第5条 平成5年4月1日前に医療法第7条第1項の開設の許可を受けていた病院の建物（同日ににおいて現に存していたもの（基本的な構造設備が完成していきものの病床を転換する改正前の医療法第1条の5第3項の療養型病床群（以下「病床転換による旧療養型病床群」という。）であった病室に隣接する廊下であつて、第5条第2項第3号の基準を満たさないものについて）とあるのは「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、
（同日において現に存していたもの（基本的な構造設備が完成していきもの病床を転換する改正前の医療法第1条の5第3項の療養型病床群（以下「病床転換による旧療養型病床群」という。）であった病室に隣接する廊下であつて、第5条第2項第3号の基準を満たさないものについて）とあるのは「1.6メートル」とする。

第6条 平成10年4月1日前に開設されていた診療所の建物（同日において現に存していいたもの（基本的な構造設備が完成していきもの病床転換による旧療養型病床群であつた病室に隣接する廊下であつて、第6条第2項第3号の基準を満たさないものについては、同号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。

第7条 病床を転換して設けられた老人性認知症疾患療養病棟（以下「病床転換による老人性認知症疾患療養病棟」という。）に係る病室については、第7条第2項第1号中「4床」とあるのは「6床」とする。

第8条 病床転換による老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に隣接する廊下については、第7条第2項第4号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル以上（医療法施行規則第43条の2の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあつては、2.1メートル以上）」とあるのは「1.6メートル」とする。

第9条 療養病床を有する病院（平成24年3月31日において、医療法施行規則第52条の規定の適用を受けていたもの間は、第4条第1項第2号中「6」とあるのは「8」と、同項第3号中「6」とあるのは「4」とする。）である指定介護療養型医療施設については、平成30年3月31日までにかかる期間は、第4条第1項第2号中「6」とあるのは「8」と、同項第3号中「6」とあるのは「4」とする。

第10条 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（平成24年3月31日において、医療法施行規則第52条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設が有しなければならない従業者の員数は、平成30年3月までの間は、第4条第3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法上必要とされる数以上

(2) 老人性認知症疾患療養病棟に配置しなければならない看護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数を5で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合はこれを切り上げる。）以上

(3) 老人性認知症疾患療養病棟に配置しなければならない介護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数を6で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合はこれを切り上げる。）以上

(4) 老人性認知症疾患療養病棟に配置しなければならない作業療法士 1以上

(5) 老人性認知症疾患療養病棟に配置しなければならない精神保健福祉士又はこれに準ずる者 1以上

(6) 介護支援専門員 1以上（老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数を100で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合はこれを切り上げる。）を標準とする。）

第11条 療養病床を有する病院（平成24年3月31日において、医療法施行規則第5

- 1条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成30年3月31日までの間は、第5条第2項第3号及び第44条第2項第2号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。
- 第12条 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院(平成24年3月31日において、医療法施行規則第51条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成30年3月31日までの間は、第7条第2項第4号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル以上」(医療法施行規則第43条の2の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあっては、「2.1メートル以上」)とあるのは「1.6メートル以上」とする。
- 第13条 平成17年10月1日以前に法第48条第1項第3号の規定に基づく指定を受けていた介護療養型医療施設であって、同日における法第110条第2項の規定に基づくユニット型指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準(病室及び共同生活室の床面積に係る基準を除く。次項において同じ。)を満たしていたもののうち、同日以後この条例の施行の日まで引き続きユニット型指定介護療養型医療施設として運営しているものの建物(同日以後に増築され、又は改築された部分を除く。次項において同じ。)について、第44条第2項第1号ア(エ)、第45条第2項第1号ア(エ)又は第46条第2項第1号ア(エ)の規定を適用する場合においては、これらの規定中「入院患者同士の」とあるのは「10.65平方メートル以上を標準とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には、「入院患者同士の」とする。
- 2 平成17年10月1日以前に法第48条第1項第3号の規定に基づく指定を受けていた介護療養型医療施設であって、同日における法第110条第2項の規定に基づくユニット型指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準を満たしていたもののうち、同日以後この条例の施行の日まで引き続きユニット型指定介護療養型医療施設として運営しているものの建物について、第44条第2項第1号イ(イ)、第45条第2項第1号イ(イ)又は第46条第2項第1号イ(イ)の規定を適用する場合においては、これらの規定中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

熊本県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

平成24年12月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第74号

熊本県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例

目次

- 第1章 総則(第1条ー第15条)
- 第2章 救護施設(第16条ー第25条)
- 第3章 更生施設(第26条ー第31条)
- 第4章 授産施設(第32条ー第37条)
- 第5章 宿所提供的施設(第38条ー第43条)
- 第6章 事業授産施設(第44条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第39条第1項及び社会福祉法(昭和26年法律第45号)第65条第1項の規定に基づき、保護施設及び事業授産施設(同法第2条第2項第7号の授産施設をいう。第6章において同じ。)の設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。
(基本方針)

第3条 保護施設は、利用者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業(社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業をいう。第6条第1項において同じ。)に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。

2 保護施設は、自らその行う処遇の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその処遇の質の改善を図るよう努めなければならない。

(構造設備の一般原則)

第4条 保護施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等利用者の保健衛生に関する事項及び防災に関する事項について十分考慮されたものでなければならない。

(設備の専用)

第5条 保護施設の設備は、専ら当該保護施設の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(職員の資格要件)

第6条 保護施設の長(以下「施設長」という。)は、社会福祉法第19条第1項各号の

いざれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

- 2 生活指導員（入所者の生活の向上等を図るため、入所者の生活の指導等を行う者をいう。第19条及び第28条において同じ。）は、社会福祉法第19条第1項各号のいざれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（職員の専従）

- 第7条 保護施設の職員は、専ら当該保護施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

- 第8条 保護施設は、消防設備その他の非常災害に対処するために必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制を整備し、これらを定期的に職員に周知しなければならない。

- 2 保護施設は、非常災害時に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

- 3 保護施設は、非常災害時には、被災した高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の受入れに努めなければならない。

（記録の整備）

- 第9条 保護施設は、設備、職員及び会計に関する記録を備え置かなければならない。

- 2 保護施設は、利用者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を、当該利用者の処遇に関する計画とともに、当該利用者が保護施設を利用しなくなつた日から5年間保存しなければならない。

（1）具体的な処遇の内容等の記録

（2）第13条第2項に規定する苦情の内容等の記録

（3）第15条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録

（勤務体制の確保等）

- 第10条 保護施設は、利用者に対し適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務体制を定めなければならない。

- 2 前項の職員の勤務体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるようにするために、継続性を重視した処遇を行うことができるよう配慮しなければならない。

- 3 保護施設は、職員がその資質の向上のために必要な研修を受ける機会を確保しなければならない。

（協力医療機関等）

- 第11条 保護施設（医療保護施設を除く。以下この条において同じ。）は、利用者の病状の急変等に備えるために、あらかじめ、協力医療機関（当該保護施設との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。）を定めなければならない。

- 2 保護施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該保護施設との間で、利用者が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めるよう努めなければならない。

（秘密保持等）

- 第12条 保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 保護施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

- 第13条 保護施設は、その行った処遇に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するに、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 保護施設は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 保護施設は、その行った処遇に關し法第19条第4項に規定する保護の実施機関から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

- 4 保護施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

（地域との連携等）

- 第14条 保護施設は、その運営に当たっては、地域住民と連携し、又はその自発的な活動等に協力する等地域との交流を図らなければならない。

- 2 保護施設は、利用者が地域住民と交流できる機会を確保するよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

- 第15条 保護施設は、その行った処遇により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 保護施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった措置について記録しなければならない。

3 保護施設は、利用者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害を賠償しなければならない。

第2章 救護施設

(規模)

第16条 救護施設は、30人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

2 救護施設は、当該救護施設と一体的に管理運営を行う施設であって、日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行うことを目的とし、かつ、その入所者が20人以下のもの（以下この章において「サテライト型施設」という。）を設置する場合は、5人以上の人員を入所させることができる規模を有するものとしなければならない。

3 救護施設は、被保護者の数が当該救護施設の入所者の総数に占める割合をおおむね80パーセント以上としなければならない。

(設備の基準)

第17条 救護施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。）でなければならぬ。

2 前項の規定にかかわらず、知事が火災予防、消防活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての救護施設の建物であって火災に係る入所者の安全性が確保されているものと認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等としての難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消防活動が可能であること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により火災の際の円滑な避難が可能であること。

3 救護施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該救護施設の効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がない場合は、当該各号に掲げる設備のいずれかを設けないことができる。

(1) 居室

(2) 静養室（居室で静養することが一時的に困難な心身の状況にある入所者を静養させることを目的とする設備をいう。第5項及び第27条において同じ。）

(3) 食堂

(4) 集会室

(5) 浴室

(6) 洗面所

(7) 便所

(8) 医務室

(9) 調理室

(10) 事務室

(11) 宿直室

(12) 介護職員室

(13) 面接室

(14) 洗濯室又は洗濯場

(15) 汚物処理室

(16) 靈安室

4 前項第1号の居室については、必要に応じ、當時の介護を必要とする者を入所させる居室（次項において「特別居室」という。）を設けるものとする。

5 第3項第1号、第2号、第6号から第9号まで及び第12号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 居室 次に掲げる基準に適合すること。

ア 地階に設けないこと。

イ 入所者1人当たりの床面積（収納設備等に係る床面積を除く。）は、3.3平方メートル以上とすること。

ウ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

エ 入所者の寝具及び身の回り品を各入所者別に収納することができる設備を設けること。

オ 特別居室は、原則として1階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。

(2) 静養室 次に掲げる基準に適合すること。

ア 医務室又は介護職員室に近接して設けること。

イ 前号ア及びウからオまでの規定の例によること。

(3) 洗面所 居室のある階ごとに設けること。

- (4) 便所 居室のある階ごとに男子用及び女子用を区別して設けること。
- (5) 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。
- (6) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。第39条第2項において同じ。）を用いること。
- (7) 介護職員室 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
- 6 前各項に規定するもののほか、救護施設の設備の基準は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 廊下の幅は、1.35メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。
 - (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
 - (3) 階段の傾斜は、緩やかにすること。
- (サテライト型施設の設備の基準)
- 第18条 サテライト型施設の設備の基準については、前条の規定を準用する。
(職員の配置の基準)
- 第19条 救護施設に配置しなければならない職員は、次に掲げる職員とする。
- (1) 施設長
 - (2) 医師
 - (3) 生活指導員
 - (4) 介護職員
 - (5) 看護師又は准看護師
 - (6) 栄養士
 - (7) 調理員
- 2 前項第3号の生活指導員、同項第4号の介護職員及び同項第5号の看護師又は准看護師の総数は、おむね入所者の数を5.4で除して得た数以上とする。
- 3 第1項第7号の規定にかかわらず、調理業務の全部を委託する場合は、調理員を配置しないことができる。
(居室の定員)
- 第20条 一の居室の定員は、原則として4人以下とする。
(給食)
- 第21条 救護施設は、あらかじめ作成された献立に従って給食を実施することとし、その献立は、栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 2 救護施設は、県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工したものが使用された給食を実施するよう努めなければならない。
- 3 救護施設は、地域の特色を生かした給食の実施その他食育を推進する取組を行うよう努めなければならない。
(健康管理)
- 第22条 救護施設は、入所者について入所時及び毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。
(衛生管理等)
- 第23条 救護施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。
- 2 救護施設は、当該救護施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
(生活指導等)
- 第24条 救護施設は、入所者に対し、生活の向上及び更生のための指導を受ける機会を与えるなければならない。
- 2 救護施設は、生活指導に当たっては、いたずらに入所者の行動を制限し、強制することのないよう配慮しなければならない。
- 3 救護施設は、入所者に対し、その精神的及び身体的な条件に応じ、機能を回復し、又は機能の減退を防止するための訓練又は作業に参加する機会を与えなければならない。
- 4 救護施設は、入所者が日常生活において使用する場所に、必要に応じ、採暖のための措置を講じなければならない。
- 5 救護施設は、1週間に2回以上、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。
- 6 救護施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜、入所者のためのレクリエーションを行わなければならない。
(給付金として支払を受けた金銭の管理)
- 第25条 救護施設の設置者は、給付金（救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号）第16条の2に規定する入所者に係る厚生労働大臣が定める給付金をいう。以下この条において同じ。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。
- (1) 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
 - (2) 当該入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
 - (3) 当該入所者に係る金銭の收支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

(4) 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

第3章 更生施設

(規模)

第26条 更生施設は、30人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

2 更生施設は、被保護者の数が当該更生施設の入所者の総数に占める割合をおおむね80パーセント以上としなければならない。

(設備の基準)

第27条 更生施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該更生施設の効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がない場合は、当該各号に掲げる設備のいずれかを設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 静養室
- (3) 食堂
- (4) 集会室
- (5) 浴室
- (6) 洗面所
- (7) 便所
- (8) 医務室
- (9) 作業室又は作業場
- (10) 調理室
- (11) 事務室
- (12) 宿直室
- (13) 面接室
- (14) 洗濯室又は洗濯場

2 前項第9号の作業室又は作業場には、作業に従事する者の安全を確保するための設備を設けなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、更生施設の設備の基準については、第17条第1項、第2項、第5項第1号（オを除く。）及び第2号から第6号まで並びに第6項の規定を準用する。

(職員の配置の基準)

第28条 更生施設に配置しなければならない職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 施設長
- (2) 医師
- (3) 生活指導員
- (4) 作業指導員
- (5) 看護師又は准看護師
- (6) 栄養士
- (7) 調理員

2 前項第3号の生活指導員、同項第4号の作業指導員及び同項第5号の看護師又は准看護師の総数は、次の各号に掲げる更生施設の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 入所者の数が150以下の更生施設 6以上

(2) 入所者の数が150を超える更生施設 入所者の数から150を控除して得た数を40で除して得た数に6を加えて得た数以上

3 第1項第7号の規定にかかわらず、調理業務の全部を委託する場合は、調理員を置かないことができる。

(生活指導等)

第29条 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう当該入所者の精神及び身体の条件に適合する更生計画を作成し、これに従って入所者の指導を行わなければならない。

2 前項に定めるもののほか、生活指導等については、第24条（第3項を除く。）の規定を準用する。

(作業指導)

第30条 更生施設は、入所者に対し、前条第1項の更生計画に従って、入所者が退所後自立するために必要な程度の技能を修得させなければならない。

2 更生施設は、技能の修得に当たり作業指導の種目を決定する場合は、地域の実情及び入所者の職歴を考慮しなければならない。

(準用)

第31条 第20条から第23条まで及び第25条の規定は、更生施設について準用する。

第4章 授産施設

(規模)

第32条 授産施設は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

2 授産施設は、被保護者の数が当該授産施設の利用者の総数に占める割合をおおむね50パーセント以上としなければならない。

(設備の基準)

第33条 授産施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該授産施設の効果的な運営を期待することができ、かつ、利用者の処遇に支障がない場合は、当該各号に掲げる設備のいずれかを設けないことができる。

- (1) 作業室
- (2) 作業設備
- (3) 食堂
- (4) 洗面所
- (5) 便所
- (6) 事務室

2 前項第1号及び第5号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 作業室 次に掲げる基準に適合すること。
 - ア 必要に応じて危害防止設備を設け、又は保護具を備えること。
 - イ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- (2) 便所 男子用及び女子用を区別して設けること。
(職員の配置の基準)

第34条 授産施設に配置しなければならない職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 施設長
- (2) 作業指導員
- (工賃の支払)

第35条 授産施設は、利用者に対し、事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する額の工賃を支払わなければならない。

(自立指導)

第36条 授産施設は、利用者に対し、作業を通じて自立のために必要な指導を行わなければならない。

(準用)

第37条 第23条の規定（医薬品、衛生材料及び医療機器の管理に係る部分を除く。）は、授産施設について準用する。

第5章 宿所提供的施設

(規模)

第38条 宿所提供的施設は、30人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

2 宿所提供的施設は、被保護者の数が当該宿所提供的施設の利用者の総数に占める割合をおおむね50パーセント以上としなければならない。

(設備の基準)

第39条 宿所提供的施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該宿所提供的施設の効果的な運営を期待することができ、かつ、利用者の処遇に支障がない場合は、当該各号に掲げる設備のいずれかを設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 炊事設備
- (3) 便所
- (4) 面接室
- (5) 事務室

2 前項第2号の炊事設備の火器を使用する部分は、不燃材料を用いなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、宿所提供的施設の設備の基準については、第17条第5項第1号（才を除く。）並びに第6項第1号及び第2号の規定を準用する。

(職員の配置の基準)

第40条 宿所提供的施設には、施設長を配置しなければならない。

(居室の利用世帯)

第41条 宿所提供的施設は、やむを得ない理由がある場合を除き、2以上の世帯に一の居室を利用してはならない。

(生活相談)

第42条 宿所提供的施設は、利用者からの生活の相談に応ずる等利用者の生活の向上を図ることに努めなければならない。

(準用)

第43条 第23条の規定（医薬品、衛生材料及び医療機器の管理に係る部分を除く。）は、宿所提供的施設について準用する。

第6章 事業授産施設

(設備及び運営に関する基準)

第44条 事業授産施設の設備及び運営に関する基準については、第1章（第1条及び第2条を除く。）及び第4章（第32条第2項を除く。）の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和41年10月1日前から存する救護施設の建物については、第16条第1項及び

- 第2項並びに第17条第1項、第5項第1号イ及び第6項第1号の規定は、当分の間、適用しない。
- 3 昭和62年3月9日前から存する救護施設の建物については、第17条第3項第15号の規定は、当分の間、適用しない。
- 4 昭和62年3月9日前から存する救護施設の建物に対する第20条の規定の適用については、同条中「4人」とあるのは、「6人」とする。

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

平成24年12月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第75号

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第19条）
- 第2章 助産施設（第20条—第24条）
- 第3章 乳児院（第25条—第34条）
- 第4章 母子生活支援施設（第35条—第43条）
- 第5章 保育所（第44条—第52条）
- 第6章 児童厚生施設（第53条—第57条）
- 第7章 児童養護施設（第58条—第67条）
- 第8章 福祉型障害児入所施設（第68条—第77条）
- 第9章 医療型障害児入所施設（第78条—第83条）
- 第10章 福祉型児童発達支援センター（第84条—第90条）
- 第11章 医療型児童発達支援センター（第91条—第95条）
- 第12章 情緒障害児短期治療施設（第96条—第103条）
- 第13章 児童自立支援施設（第104条—第114条）
- 第14章 児童家庭支援センター（第115条—第118条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。
(設備及び運営についての水準の向上)

第3条 児童福祉施設は、その設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。

（一般原則）

第4条 児童福祉施設は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 児童福祉施設は、地域との交流及び連携を図るよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、利用者が地域住民と交流できる機会を確保するよう努めなければならない。

4 児童福祉施設は、児童の保護者及び地域住民に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

5 児童福祉施設は、その運営の内容について自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

6 児童福祉施設は、法に定めるそれぞれの児童福祉施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

7 児童福祉施設の構造及び設備は、採光、換気等利用者の保健衛生に関する事項及び利用者に対する危害防止に関する事項に十分考慮されたものでなければならない。

（非常災害対策）

第5条 児童福祉施設は、消防設備その他の非常災害に対処するために必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害に対する不斷の注意を払い、かつ、非常災害時に備えるために必要な訓練を行うよう努めなければならない。

2 児童福祉施設は、少なくとも毎月1回、前項の訓練のうち避難訓練及び消防訓練を行わなければならない。

3 児童福祉施設は、非常災害時には、被災した障害者、乳幼児（乳児又は幼児をいう。以下同じ。）その他特に配慮を要する者の受入れに努めなければならない。

（従業者の一般的要件）

第6条 入所者の保護に従事する児童福祉施設の従業者は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けたものでなければならない。

（従業者の知識及び技能の向上等）

第7条 児童福祉施設の従業者は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの児童福祉施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければ

ならない。

- 2 児童福祉施設は、従業者がその資質の向上のために必要な研修を受ける機会を提供しなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び従業者の基準)

- 第8条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び従業者的一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び従業者と兼ねることができる。ただし、入所者の居室及び各児童福祉施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する従業者については、この限りでない。

(差別的取扱いの禁止)

- 第9条 児童福祉施設は、利用者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用負担の有無によって差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

- 第10条 児童福祉施設の従業者は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

- 第11条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等（法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行いう場合であって懲戒するとき、又は同条第3項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のため必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を傷つける等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

- 第12条 児童福祉施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 3 児童福祉施設（助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。）は、入所者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

- 4 児童福祉施設は、必要な医薬品その他の医療用品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

- 第13条 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この項において同じ。）は、利用者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第8条の規定により当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

- 2 児童福祉施設における食事の献立は、できる限り、変化に富み、利用者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならぬ。

- 3 児童福祉施設は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について、栄養並びに利用者の身体的状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

- 4 児童福祉施設における調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的環境の下で行われるときは、この限りでない。

- 5 児童福祉施設は、県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工したものが使用された食事を提供するよう努めなければならない。

- 6 児童福祉施設は、児童の食育の推進に努めなければならない。

(入所者及び従業者の健康診断)

- 第14条 児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第4項を除き、以下この条において同じ。）の長は、入所者に対し、入所時の健康診断、毎年2回以上の定期の健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

- 2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

| | |
|-----------------------|--------------------|
| 児童相談所等における児童の入所前の健康診断 | 入所した児童に対する入所時の健康診断 |
| 児童が通学する学校における健康診断 | 定期の健康診断又は臨時の健康診断 |

- 3 児童福祉施設の長は、第1項に規定する健康診断をした医師に、その結果に關し必要な事項を母子健康手帳又は入所者の健康を記録する書面に記入させるとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施の解除又は停止その他の必要な手続について、当該医師の勧告を受けなければならない。

- 4 児童福祉施設は、従業者の健康診断に当たっては、特に入所者の食事を調理する従業者について細心の注意を払わなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

- 第15条 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、当該児童福祉施設の設置者が給付金（児童福祉施設の設備及び運営に関

する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「基準省令」という。）第12条の2に規定する入所中の児童に係る厚生労働大臣が定める給付金をいう。以下この条において同じ。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

- (1) 当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
- (2) 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- (4) 当該児童が退所した場合には、速やかに児童に係る金銭を当該児童に取得させること。

（児童福祉施設内部の規程）

第16条 児童福祉施設は、次に掲げる事項のうち必要な事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 入所者の援助に関する事項
- (2) その他児童福祉施設の管理についての重要事項
- (帳簿の整備)

第17条 児童福祉施設は、従業者、財産、収支及び入所者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しなければならない。

（秘密保持等）

第18条 児童福祉施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 児童福祉施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第19条 児童福祉施設は、その行った援助に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該児童福祉施設の従業者以外の者を関与させなければならない。

3 児童福祉施設は、その行った援助に関し、県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 児童福祉施設は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

第2章 助産施設

（種類）

第20条 助産施設は、第1種助産施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院（以下「病院」という。）又は同条第2項に規定する診療所（以下「診療所」という。）である助産施設をいう。以下この章において同じ。）及び第2種助産施設（同法第2条第1項に規定する助産所である助産施設をいう。以下この章において同じ。）とする。

（入所させる妊産婦）

第21条 助産施設は、法第22条第1項に規定する妊産婦を入所させてなお余裕のあるときは、他の妊産婦を入所させることができる。

（第2種助産施設の従業者）

第22条 第2種助産施設に配置しなければならない従業者は、医療法に規定する従業者のほか、1人以上の専任又は嘱託の助産師とする。

2 第2種助産施設の嘱託医は、産婦人科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

（第2種助産施設と異常分娩）

第23条 第2種助産施設の長は、第2種助産施設に入所した妊婦が産科手術を必要とする異常分娩をするおそれのあるときは、速やかに当該妊婦を第1種助産施設その他適当な病院又は診療所に入所させる手続をとらなければならない。ただし、応急の処置を要するときは、この限りでない。

（業務の質の評価等）

第24条 助産施設は、自らその行う法第36条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に当該業務の質の改善を図るよう努めなければならない。

第3章 乳児院

（設備の基準）

第25条 乳児院（10人未満の乳幼児を入所させる乳児院を除く。）には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 寝室
- (2) 観察室
- (3) 診察室

- (4) 病室
- (5) ほふく室
- (6) 相談室
- (7) 調理室
- (8) 浴室
- (9) 便所

2 前項第1号及び第2号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 寝室 面積は、乳幼児1人につき2.47平方メートル以上とすること。
- (2) 觀察室 面積は、乳児1人につき1.65平方メートル以上とすること。

第26条 10人未満の乳幼児を入所させる乳児院には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 乳幼児の養育のための専用の室
- (2) 相談室

2 前項第1号の乳幼児の養育のための専用の室の面積は、1室につき9.91平方メートル以上とし、乳幼児1人につき2.47平方メートル以上でなければならない。(従業者の配置の基準等)

第27条 乳児院(10人未満の乳幼児を入所させる乳児院を除く。以下この条において同じ。)に配置しなければならない従業者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医
- (2) 看護師
- (3) 個別対応職員(個別的な配慮が必要な児童に対応する者をいう。以下同じ。)
- (4) 家庭支援専門相談員(児童の家庭復帰等の支援を行う者をいう。以下同じ。)
- (5) 栄養士
- (6) 調理員

2 前項第2号の看護師の員数は、乳児及び満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人、満3歳以上の幼児おおむね4人につき1人を合計した数以上とする。ただし、当該合計した数が7人未満であるときは、7人以上とする。

3 第1項第2号の看護師は、保育士又は児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。)をもってこれに代えることができる。ただし、乳児院には、次の各号に掲げる乳児院の区分に応じ、当該各号に定める員数の看護師を配置しなければならない。

- (1) 10人の乳幼児を入所させる乳児院 2人以上
- (2) 10人を超える乳幼児を入所させる乳児院 2人におおむね乳幼児の数が10人増すごとに1人を加えて得た数以上

4 前項に規定する保育士のほか、20人以下の乳幼児を入所させる乳児院は、保育士を1人以上配置しなければならない。

5 第1項第4号の家庭支援専門相談員は、精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

6 第1項第6号の規定にかかわらず、調理業務の全部を委託する場合は、調理員を配置しないことができる。

7 乳児院は、心理療法を行う必要があると認められる10人以上の乳幼児又はその保護者に心理療法を行う場合は、心理療法担当職員(心理療法を行う従業者をいう。以下同じ。)を配置しなければならない。

8 前項の心理療法担当職員は、大学(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学をいう。第54条第2項第6号エ、第61条第7号及び第107条第6号を除き、以下同じ。)の学部で心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

第28条 10人未満の乳幼児を入所させる乳児院に配置しなければならない従業者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 嘱託医
- (2) 看護師
- (3) 家庭支援専門相談員
- (4) 調理員又はこれに代わるべき者

2 前項第2号の看護師の員数は、7人以上とする。ただし、1人を除き、保育士又は児童指導員をもってこれに代えることができる。(乳児院の長の資格等)

第29条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、基準省令第22条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- (1) 医師(小児保健に関する学識経験を有するものに限る。)
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 乳児院の従業者として3年以上勤務した者
- (4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は基準省令第22条の2第1項第4号に規定

する厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの

- ア 児童福祉司となる資格を有する者にあっては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間
- イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあっては、社会福祉事業（社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業をいう。以下同じ。）に従事した期間
- ウ 社会福祉施設の従業者として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。）

- 2 乳児院の長は、2年に1回以上、その資質の向上のために、基準省令第22条の2第2項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（養育）

第30条 乳児院における養育は、乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、乳幼児の人格の形成に資することとなるものでなければならない。

- 2 前項の養育の内容は、乳幼児の年齢及び発達の段階に応じて必要な授乳、食事、排せつ、もく浴、入浴、外気浴、睡眠、遊び及び運動のほか、健康状態の把握、第14条第1項に規定する健康診断及び必要に応じて行う感染症等の予防処置を含むものとする。

- 3 乳児院における家庭環境の調整は、乳幼児の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう行われなければならない。

（乳児の観察）

第31条 乳児院（10人未満の乳幼児を入所させる乳児院を除く。）は、乳児が入所した日から、医師又は嘱託医が適当と認めた期間、当該乳児を観察室に入室させ、その心身の状況を観察しなければならない。

（自立支援計画の策定）

第32条 乳児院の長は、第30条第1項の目的を達成するため、入所中の乳幼児及びその家庭の状況等を勘案して、当該乳幼児の自立を支援するための計画を策定しなければならない。

（業務の質の評価等）

第33条 乳児院は、自らその行う法第37条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に当該業務の質の改善を図らなければならない。

（関係機関との連携）

第34条 乳児院の長は、児童相談所と密接に連携するとともに、必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センターその他の関係機関と密接に連携して、乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第4章 母子生活支援施設

（設備の基準）

第35条 母子生活支援施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

(1) 母子室

(2) 集会、学習等を行う室

(3) 相談室

- 2 前項第1号の母子室の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 調理設備、浴室及び便所を設けるものとし、1世帯につき1室以上とすること。

(2) 面積は、30平方メートル以上とすること。

- 3 乳幼児を入所させる母子生活支援施設は、付近にある保育所又は児童厚生施設が利用できない等の理由により必要があるときは、保育所に準ずる設備を設けなければならない。

- 4 第1項各号に掲げる設備のほか、30人未満の乳幼児を入所させる母子生活支援施設には静養室（居室等で静養することが一時的に困難な心身の状況にあるものを静養させる目的とする設備をいう。以下同じ。）を、30人以上の乳幼児を入所させる母子生活支援施設には医務室及び静養室を設けなければならない。

（従業者の配置の基準等）

第36条 母子生活支援施設に配置しなければならない従業者は、次に掲げるとおりとする。

(1) 母子支援員（母子生活支援施設において母子の生活支援を行う者をいう。以下の条及び第38条において同じ。）

(2) 嘱託医

(3) 少年を指導する職員

(4) 調理員又はこれに代わるべき者

- 2 前項第1号の母子支援員の員数は、10世帯以上20世帯未満の母子を入所させる母子生活支援施設においては2人以上、20世帯以上の母子を入所させる母子生活支援施設においては3人以上とする。

- 3 第1項第3号の少年を指導する職員の員数は、20世帯以上の母子を入所させる母子生活支援施設においては、2人以上とする。

- 4 母子生活支援施設は、心理療法を行う必要があると認められる10人以上の母子に心理療法を行う場合は、心理療法担当職員を配置しなければならない。

- 5 前項の心理療法担当職員は、大学の学部で心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

6 母子生活支援施設は、配偶者からの暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子に当該支援を行う場合は、個別対応職員を配置しなければならない。

(母子生活支援施設の長の資格等)

第37条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、基準省令第27条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関する必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) 医師（精神保健又は小児保健に関して学識経験を有するものに限る。）

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 母子生活支援施設の従業者として3年以上勤務した者

(4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は基準省令第27条の2第1項第4号に規定する厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの

ア 児童福祉司となる資格を有する者にあっては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあっては、社会福祉事業に従事した期間

ウ 社会福祉施設の従業者として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。）

2 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のために、基準省令第27条の2第2項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならぬ。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(母子支援員の資格)

第38条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 基準省令第28条第1号に規定する地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

(2) 保育士の資格を有する者

(3) 社会福祉士の資格を有する者

(4) 精神保健福祉士の資格を有する者

(5) 高等学校（学校教育法第1条に規定する高等学校をいう。以下同じ。）若しくは中等教育学校（同条に規定する中等教育学校をいう。以下同じ。）を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの

(生活支援)

第39条 母子生活支援施設における生活支援は、母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、各母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整その他の支援により、母子の自立の促進を目的とし、かつ、その家庭生活を尊重して行われなければならない。

(自立支援計画の策定)

第40条 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の母子及びその家庭の状況等を勘案して、当該母子の自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第41条 母子生活支援施設は、自らその行う法第38条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に当該業務の質の改善を図らなければならない。

(保育所に準ずる設備)

第42条 第35条第3項の規定により母子生活支援施設に保育所に準ずる設備を設けるときは、次章（第46条第2項及び第4項を除く。）の規定を準用する。

2 前項の保育所に準ずる設備に配置しなければならない保育士の員数は、乳幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、入所者の数が30人未満の場合は、当該員数は、1人以上とする。

(関係機関との連携)

第43条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子福祉団体及び公共職業安定所と密接に連携するとともに、必要に応じ児童家庭支援センター、婦人相談所その他の関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。

第5章 保育所

(設備の基準)

第44条 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、次に掲げる設備を設けなければならない。

(1) 乳児室又はほふく室

(2) 医務室

(3) 調理室

- (4) 便所
- 2 前項第1号の乳児室又はほふく室の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 乳児室又はほふく室 保育に必要な用具を備えること。
 - (2) 乳児室 面積は、乳児又は前項の幼児1人につき1.65平方メートル以上とすること。
 - (3) ほふく室 面積は、乳児又は前項の幼児1人につき3.3平方メートル以上とすること。
- 3 満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、次に掲げる設備を設けなければならない。
- (1) 保育室又は遊戲室
 - (2) 屋外遊戯場
 - (3) 調理室
 - (4) 便所
- 4 前項第1号及び第2号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 保育室又は遊戲室 次に掲げる基準に適合すること。
ア 面積は、前項の幼児1人につき1.98平方メートル以上とすること。
イ 保育に必要な用具を備えること。
 - (2) 屋外遊戯場 次に掲げる基準に適合すること。
ア 面積は、前項の幼児1人につき3.3平方メートル以上とすること。
イ 保育所の建物等と同一敷地内又は隣接する敷地内に設けること。
- 5 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戲室（以下この条において「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次の第1号、第2号及び第6号に掲げる基準に、保育室等を3階以上に設ける建物は次の第2号から第8号までに掲げる基準に適合しなければならない。
- (1) 耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号口に該当するものを除く。）をいう。）であること。
 - (2) 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定める設備が1以上設けられていること。

| 階 | 区分 | 設備 |
|------|-----|--|
| 2階 | 常用 | 1 屋内階段 2 屋外階段 |
| | 避難用 | 1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号に定める構造の屋内階段（当該建築物の1階から2階までの部分において、屋内及び階段室がバルコニー又は付室を通じて連絡し、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号に定める構造を満たすものに限る。）又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 準耐火構造（建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造をいう。）の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段 |
| 3階 | 常用 | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号に定める構造の屋内階段又は同条第3項各号に定める構造の屋内階段 2 屋外階段 |
| | 避難用 | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号に定める構造の屋内階段（当該建築物の1階から3階までの部分において、屋内及び階段室がバルコニー又は付室を通じて連絡し、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号に定める構造を満たすものに限る。）又は同条第3項各号に定める構造の屋内階段 2 耐火構造（建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。第4号において同じ。）の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段 |
| 4階以上 | 常用 | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号に定める構造の屋内階段又は同条第3項各号に定める構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に定める構造の屋外階段 |
| | 避難用 | 建築基準法施行令第123条第2項各号に定める構造の屋外階段 |

- (3) 前号に規定する設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分から当該設備のいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていこと。

(4) 保育所の調理室（次に掲げる基準のいずれかに適合するものを除く。この号において同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分が耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備（建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備をいう。）で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

ア スプリングラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

イ 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

(5) 保育所の壁及び天井の室内に面する部分が不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で仕上げられていること。

(6) 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

(7) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

(8) 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

（保育所以外の施設で調理する等の方法により食事の提供を行う場合の要件）

第45条 次に掲げる要件を満たす保育所は、第13条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所以外の施設で調理し、搬入する方法により行うことが可能である場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法による調理業務の実績をもつて有する責任を負うべきと認められる。保育所の管理者が衛生面、栄養面等の契約に基づいて必要な注意を払うことを確保するため、市町村等が運営する保健所が、保健士が監督する体制が確立等についての栄養の観点から指導を受け、該当する該保育所が、育児の実態に対応する能力を有する者とし、衛生面、栄養面等に配慮して調理業務を遂行できる者とする。アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等を考慮し、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じた食事の提供ができること。

(5) 食を通じて乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関する配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供すること。（従業者の配置の基準等）

第46条 保育所に配置しなければならない従業者は、次に掲げるとおりとする。

(1) 保育士
(2) 署託医
(3) 調理員

2 前項第1号の保育士の員数は、乳児おおむね3人につき1人、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人（認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。第51条及び第52条において「就学前保育等推進法」という。）第7条第1項に規定する認定こども園をいう。）である保育所（以下この項において「認定保育所」という。）にあっては、幼稚園（学校教育法第1条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）と同様に1日に4時間程度利用する幼児（「短時間利用児」という。以下この項において同じ。）おおむね35人につき1人、1日に8時間程度利用する幼児（以下この項において「長時間利用児」という。）おおむね20人につき1人）、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人（認定保育所にあっては、短時間利用児おおむね35人につき1人、長時間利用児おおむね30人につき1人）を合計した数以上とする。ただし、当該合計した数が2人未満の場合は、2人以上とする。

3 第1項第3号の規定にかかわらず、調理業務の全部を委託する場合は、調理員を配置しないことができる。

4 障害を有する乳幼児その他の従業者の配置を行う上で特別な配慮が必要な乳幼児が利用する場合は、第1項及び第2項の従業者に加え、必要に応じた従業者を配置するよう努めなければならない。

（保育時間）

第47条 保育所における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、その地域における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。（保育の内容）

第48条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことその特性とし、その内容については、基準省令第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に従って行

わなければならない。
(業務の質の評価等)

第49条 保育所は、自らその行う法第39条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に当該業務の質の改善を図るよう努めなければならない。

(保護者との連絡)

第50条 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等について、当該乳幼児の保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。(公正な選考)

第51条 就学前保育等推進法第10条第1項第4号に規定する私立認定保育所は、就学前保育等推進法第13条第2項の規定により読み替えられた法第24条第3項の規定により当該私立認定保育所に入所する児童を選考するときは、公正な方法により行わなければならない。

(利用料)

第52条 法第56条第3項の規定による徴収金及び就学前保育等推進法第13条第4項の保育料(以下この条において「徴収金等」という。)以外に保育所が児童に提供するサービス(当該徴収金等を支払う者の選定により提供されるものを除く。)に関し当該者から利用料の支払を受ける場合にあっては、当該利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、当該者の家計に与える影響を考慮して定められなければならない。

第6章 児童厚生施設

(設備の基準)

第53条 児童遊園その他の屋外の児童厚生施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 広場
- (2) 遊具
- (3) 便所

2 児童館その他の屋内の児童厚生施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 集会室
- (2) 遊戯室
- (3) 図書室
- (4) 便所

(従業者の配置の基準等)

第54条 児童厚生施設に配置しなければならない従業者は、児童の遊びを指導する者とする。

2 前項の児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 基準省令第38条第2項第1号に規定する地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- (2) 保育士の資格を有する者
- (3) 社会福祉士の資格を有する者
- (4) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- (5) 学校教育法の規定により幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
- (6) 次のアからエまでのいずれかに該当する者であって、児童厚生施設の設置者(地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあっては、知事)が適当と認めたもの
ア 大学において社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
イ 大学において社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により大学院(学校教育法第97条に規定する大学院をいう。以下同じ。)への入学が認められた者
ウ 大学院において社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
エ 外国の大学において社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(遊びの指導を行うに当たって遵守すべき事項)

第55条 児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、もって地域における児童の健全育成活動の助長を図るよう行われなければならない。

(業務の質の評価等)

第56条 児童厚生施設は、自らその行う法第40条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に当該業務の質の改善を図るよう努めなければならない。

(保護者との連絡)

第57条 児童厚生施設の長は、必要に応じ児童の健康及び行動について当該児童の保護者に連絡しなければならない。

第7章 児童養護施設

(設備の基準)

第58条 児童養護施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 居室
- (2) 相談室
- (3) 調理室
- (4) 浴室
- (5) 便所

(6) 入所している児童の年齢、適性等に応じた職業指導に必要な設備（第68条において「職業指導に必要な設備」という。）

2 前項第1号及び第5号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 居室 次に掲げる基準に適合すること。

ア 一の居室の定員は4人以下とし、その面積は1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の1室の定員は6人以下とし、その面積は1人につき3.3平方メートル以上とする。

イ 入所している児童の年齢等に応じ、男子用及び女子用を区別して設けること。

- (2) 便所 男子用及び女子用を区別して設けること。ただし、少數の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

3 第1項各号に掲げる設備のほか、児童30人以上を入所させる児童養護施設には、医務室及び静養室を設けなければならない。

(従業者の配置の基準等)

第59条 児童養護施設に配置しなければならない従業者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 児童指導員
- (2) 嘴託医
- (3) 保育士
- (4) 個別対応職員
- (5) 家庭支援専門相談員
- (6) 栄養士
- (7) 調理員

2 前項第1号の児童指導員及び同項第3号の保育士の総数は、満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人、満3歳以上の幼児おおむね4人につき1人、少年おおむね5.5人につき1人を合計した数以上とする。ただし、45人以下の児童を入所させる児童養護施設にあっては、当該合計した数に1を加えた数以上とする。

3 第1項第5号の家庭支援専門相談員は、精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

4 第1項第6号の規定にかかわらず、40人以下の児童を入所させる児童養護施設には、栄養士を配置しないことができる。

5 第1項第7号の規定にかかわらず、調理業務の全部を委託する場合は、調理員を配置しないことができる。

6 児童養護施設は、心理療法を行う必要があると認められる10人以上の児童に心理療法を行なう場合は、心理療法担当職員を配置しなければならない。

7 前項の心理療法担当職員は、大学の学部で心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

8 児童養護施設は、実習設備を設けて職業指導を行う場合は、職業指導員を配置しなければならない。

9 第1項各号に掲げる従業者のほか、乳児が入所している児童養護施設は、看護師を配置しなければならない。

10 前項の看護師の員数は、乳児おおむね1.6人につき1人以上とする。ただし、乳児の数が1人の場合は、当該員数は、1人以上とする。

(児童養護施設の長の資格等)

第60条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、基準省令第42条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う児童養護施設の運営に関する必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- (1) 医師（精神保健又は小児保健に関して学識経験を有するものに限る。）
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 児童養護施設の従業者として3年以上勤務した者
- (4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は基準省令第42条の2第1項第4号に規定する厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの
- ア 児童福祉司となる資格を有する者にあっては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあっては、社会福祉事業に従事した期間
ウ 社会福祉施設の従業者として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。）

2 児童養護施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のために、基準省令第42条の2第2項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（児童指導員の資格）

第61条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 基準省令第43条第1号に規定する地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (4) 大学の学部で社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (5) 大学の学部で社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目的単位を優秀な成績で修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
- (6) 大学院において社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (7) 外国の大学において社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- (9) 学校教育法の規定により小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、知事が適当と認めたもの
- (10) 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、知事が適当と認めたもの

（養護）

第62条 児童養護施設における養護は、児童に対する安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長及びその自立の支援を目的として行われなければならない。

（生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整）

第63条 児童養護施設における生活指導は、児童の自主性を尊重しつつ基本的生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるように行われなければならない。

2 児童養護施設における学習指導は、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により、児童がその適性、能力等に応じた学習ができるよう行われなければならない。

3 児童養護施設における職業指導は、適切な相談、助言、情報の提供等及び必要に応じて実習、講習等の支援により、勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、児童がその適性、能力等に応じた職業選択ができるよう行われなければならない。

4 児童養護施設における家庭環境の調整は、児童の家庭の状況に応じ親子関係の再構築等が図られるよう行われなければならない。

（自立支援計画の策定）

第64条 児童養護施設の長は、第62条の目的を達成するため、入所中の児童及びその家庭の状況等を勘案し、当該児童の自立を支援するための計画を策定しなければならない。

（業務の質の評価等）

第65条 児童養護施設は、自らその行う法第41条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に当該業務の質の改善を図らなければならない。

（児童と起居を共にする従業者）

第66条 児童養護施設の長は、児童指導員及び保育士のうち少なくとも1人を児童と起居を共にさせなければならない。

（関係機関との連携）

第67条 児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所と密接に連携するとともに、必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所その他の関係機関と密接に連携して、児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第8章 福祉型障害児入所施設

（設備の基準）

第68条 福祉型障害児入所施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 居室
- (2) 調理室
- (3) 浴室
- (4) 便所
- (5) 医務室

- (6) 静養室
- 2 前項第1号及び第4号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 居室 次に掲げる基準に適合すること。
- ア 一の居室の定員は4人以下とし、その面積は1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は6人以下とし、その面積は1人につき3.3平方メートル以上とする。
- イ 入所している児童の年齢等に応じ、男子用及び女子用を区別して設けること。
- (2) 便所 男子用及び女子用を区別して設けること。
- 3 第1項第5号の規定にかかわらず、30人未満の児童を入所させる福祉型障害児入所施設であって、主として知的障害のある児童を入所させるものには、医務室を設けないことができる。
- 4 第1項第5号及び第6号の規定にかかわらず、30人未満の児童を入所させる福祉型障害児入所施設であって、主として盲児又はろうあ児（以下「盲ろうあ児」という。）を入所させるものには、医務室及び静養室を設けないことができる。
- 5 第1項各号に掲げる設備のほか、主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、職業指導に必要な設備を設けなければならない。
- 6 第1項各号に掲げる設備のほか、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。
- (1) 遊戯室
 (2) 訓練室
 (3) 職業指導に必要な設備
 (4) 音楽に関する設備
 (5) 浴室及び便所の手すり、点字による案内板その他の身体の機能の不自由を助ける設備
- 7 第1項各号に掲げる設備のほか、主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。
- (1) 遊戯室
 (2) 訓練室
 (3) 職業指導に必要な設備
 (4) 映像に関する設備
- 8 第1項各号に掲げる設備のほか、主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。
- (1) 訓練室
 (2) 屋外訓練場
 (3) 浴室及び便所の手すりその他の身体の機能の不自由を助ける設備
- 9 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の階段は、傾斜を緩やかにしなければならない。
 （従業者の配置の基準等）
- 第69条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。）を入所させる福祉型障害児入所施設に配置しなければならない従業者は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 嘴託医
 (2) 児童指導員
 (3) 保育士
 (4) 栄養士
 (5) 調理員
 (6) 児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として基準省令第49条第1項の規定により厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）
- 2 前項第1号の嘴託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 3 第1項第2号の児童指導員及び同項第3号の保育士の総数は、おおむね児童の数を4.3で除して得た数（30人以下の児童を入所させる施設にあっては、当該数に1を加えて得た数）以上とする。
- 4 第1項第4号の規定にかかわらず、40人以下の児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、栄養士を配置しないことができる。
- 5 第1項第5号の規定にかかわらず、調理業務の全部を委託する場合は、調理員を配置しないことができる。
- 6 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設に配置しなければならない従業者は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 嘴託医
 (2) 児童指導員
 (3) 保育士
 (4) 栄養士
 (5) 調理員
 (6) 児童発達支援管理責任者
 (7) 医師

(8) 看護師

- 7 前項第1号の嘱託医については、第2項の規定を準用する。
- 8 第6項第2号の児童指導員及び同項第3号の保育士の総数については、第3項の規定を準用する。
- 9 第6項第4号の規定にかかわらず、40人以下の児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、栄養士を配置しないことができる。
- 10 第6項第5号の規定にかかわらず、調理業務の全部を委託する場合は、調理員を配置しないことができる。
- 11 第6項第7号の医師は、児童を対象とする精神科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 12 第6項第8号の看護師の員数は、児童おおむね20人につき1人以上とする。
- 13 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設に配置しなければならない従業者は、次に掲げるとおりとする。

(1) 嘱託医

(2) 児童指導員

(3) 保育士

(4) 栄養士

(5) 調理員

(6) 児童発達支援管理責任者

- 14 前項第1号の嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 15 第13項第2号の児童指導員及び同項第3号の保育士の総数は、乳幼児おおむね4人につき1人、少年おおむね5人につき1人を合計した数以上とする。ただし、35人以下の児童を入所させる施設にあっては、当該合計した数に1を加えて得た数以上とする。
- 16 第13項第4号の規定にかかわらず、40人以下の児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、栄養士を配置しないことができる。
- 17 第13項第5号の規定にかかわらず、調理業務の全部を委託する場合は、調理員を配置しないことができる。
- 18 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設に配置しなければならない従業者は、次に掲げるとおりとする。

(1) 嘱託医

(2) 児童指導員

(3) 保育士

(4) 栄養士

(5) 調理員

(6) 児童発達支援管理責任者

(7) 看護師

- 19 前項第2号の児童指導員及び同項第3号の保育士の総数は、おおむね児童の数を3.5で除して得た数以上とする。
- 20 第18項第4号の規定にかかわらず、40人以下の児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、栄養士を配置しないことができる。
- 21 第18項第5号の規定にかかわらず、調理業務の全部を委託する場合は、調理員を配置しないことができる。
- 22 福祉型障害児入所施設は、心理指導を行う必要があると認められる5人以上の児童に心理指導を行う場合は心理指導担当職員を、職業指導を行う場合は職業指導員を配置しなければならない。
- 23 前項の心理指導担当職員は、大学の学部で心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(生活指導及び学習指導)

第70条 福祉型障害児入所施設における生活指導は、当該福祉型障害児入所施設を退所した後できる限り社会に適応するよう行われなければならない。

2 福祉型障害児入所施設における学習指導については、第63条第2項の規定を準用する。

(職業指導)

第71条 福祉型障害児入所施設における職業指導は、児童の適性に応じ、児童が将来できる限り健全な社会生活を営むことができるよう行われなければならない。

2 前項に規定するもののほか、福祉型障害児入所施設における職業指導については、第63条第3項の規定を準用する。

(入所支援計画の作成等)

第72条 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者及び児童の意向、児童の適性、児童の障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、当該計画に基づき児童に対して障害児入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより児童に対して適切かつ効果的に障害児入所支援を提供しなければならない。

(業務の質の評価等)

第73条 福祉型障害児入所施設は、自らその行う法第42条第1項第1号に規定する業

務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に当該業務の質の改善を図るよう努めなければならない。

(児童と起居を共にする従業者)

第74条 福祉型障害児入所施設（主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。）については、第66条の規定を準用する。

(保護者等との連絡)

第75条 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明し、児童の通学する学校と常に密接な連絡をとるとともに、必要に応じ当該児童の指導等を行った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導、学習指導及び職業指導について、その協力を求めなければならない。

(心理学的及び精神医学的診査)

第76条 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設は、入所している児童を適切に保護するため、随時心理学的及び精神医学的診査を行わなければならぬ。ただし、児童の福祉に有害な実験に及んではならない。

(入所した児童に対する健康診断)

第77条 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設は、第14条第1項に規定する入所時の健康診断に当たり、特に盲ろうあの原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能な者についてはできる限り治療しなければならない。

2 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設は、第14条第1項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを判断しなければならない。

第9章 医療型障害児入所施設

(設備の基準)

第78条 医療型障害児入所施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

(1) 病院として必要な設備

(2) 訓練室

(3) 浴室

2 前項各号に掲げる設備のほか、主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、静養室を設けなければならない。

3 第1項各号に掲げる設備のほか、主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

(1) 屋外訓練場

(2) ギブス室

(3) 特殊手芸等の作業の指導に必要な設備

(4) 義肢装具を製作する設備

4 前項第4号の規定にかかわらず、他に適當な設備がある場合は、義肢装具を製作する設備を設けないことができる。

5 第1項、第3項及び前項に規定するもののほか、主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(2) 浴室及び便所の手すりその他他の身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。

(従業者の配置の基準等)

第79条 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設に配置しなければならない従業者は、次に掲げるとおりとする。

(1) 病院として必要な従業者

(2) 児童指導員

(3) 保育士

(4) 児童発達支援管理責任者

2 前項第2号の児童指導員及び同項第3号の保育士の総数は、おおむね児童の数を6.7で除して得た数以上とする。

3 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設に配置しなければならない従業者は、次に掲げるとおりとする。

(1) 病院として必要な従業者

(2) 児童指導員

(3) 保育士

(4) 児童発達支援管理責任者

(5) 理学療法士又は作業療法士

4 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師は、肢体の機能の不自由な者の療育に関する相当の経験を有する医師でなければならない。

5 第3項第2号の児童指導員及び同項第3号の保育士の総数は、乳幼児おおむね10人につき1人、少年おおむね20人につき1人を合計した数以上とする。

6 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設に配置しなければならない従業者は、次に掲げるとおりとする。

(1) 病院として必要な従業者

(2) 児童指導員

(3) 保育士

(4) 児童発達支援管理責任者

(5) 理学療法士又は作業療法士

- (6) 心理指導を担当する職員
- 7 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師は、内科、精神科、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する医師でなければならぬ。
- (心理学的及び精神医学的診査)
- 第80条 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設については、第76条の規定を準用する。
- (入所した児童に対する健康診断)
- 第81条 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設は、第14条第1項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを判断しなければならない。(児童と起居を共にする従業者等)
- 第82条 医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児を入所させる施設を除く。）については、第66条、第70条、第71条及び第75条の規定を準用する。
- 2 医療型障害児入所施設については、第72条の規定を準用する。
- (業務の質の評価等)
- 第83条 医療型障害児入所施設は、自らその行う法第42条第1項第2号に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に当該業務の質の改善を図るよう努めなければならない。
- 第10章 福祉型児童発達支援センター
- (設備の基準)
- 第84条 福祉型児童発達支援センター（主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。第3号において同じ。）には、次に掲げる設備を設けなければならない。
- (1) 指導訓練室
 - (2) 遊戯室
 - (3) 屋外遊戯場（福祉型児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）
 - (4) 医務室
 - (5) 相談室
 - (6) 調理室
 - (7) 便所
 - (8) 児童発達支援の提供に必要な設備
- 2 前項第1号及び第2号に掲げる設備（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターに設ける設備を除く。）の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 指導訓練室 一室の定員はおおむね10人とし、その面積は児童1人につき2.47平方メートル以上とすること。
 - (2) 遊戯室 面積は、児童1人につき1.65平方メートル以上とすること。
- 3 第1項各号に掲げる設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターには、静養室を設けなければならない。
- 4 第1項各号に掲げる設備のほか、主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、聴力検査室を設けなければならない。
- 5 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、次に掲げる設備を設けなければならない。
- (1) 指導訓練室
 - (2) 調理室
 - (3) 便所
 - (4) 児童発達支援のために必要な設備
- (従業者の配置の基準等)
- 第85条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主に重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。第2項及び第5項において同じ。）に配置しなければならない従業者は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 嘴託医
 - (2) 児童指導員
 - (3) 保育士
 - (4) 栄養士
 - (5) 調理員
 - (6) 児童発達支援管理責任者
- 2 福祉型児童発達支援センターは、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合は、機能訓練担当職員（日常生活を営むために必要な機能訓練を担当する従業者をいう。以下この条において同じ。）を配置しなければならない。
- 3 第1項第1号の嘴託医（主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘴託医に限る。）は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

- 4 第1項第2号の児童指導員、同項第3号の保育士及び第2項の機能訓練担当職員の総数は、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。
- 5 第1項第4号の規定にかかるわらず、40人以下の児童を通わせる福祉型児童発達支援センターには、栄養士を配置しないことができる。
- 6 第1項第5号の規定にかかるわらず、調理業務の全部を委託する場合は、調理員を配置しないことができる。
- 7 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターに配置しなければならない従業者は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 嘴託医
 - (2) 児童指導員
 - (3) 保育士
 - (4) 栄養士
 - (5) 調理員
 - (6) 児童発達支援管理責任者
 - (7) 言語聴覚士
- 8 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターは、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合は、機能訓練担当職員を配置しなければならない。
- 9 第7項第1号の嘴託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 10 第7項第2号の児童指導員、同項第3号の保育士、同項第7号の言語聴覚士及び第8項の機能訓練担当職員の総数は、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。ただし、当該言語聴覚士の員数は、4人以上でなければならない。
- 11 第7項第4号の規定にかかるわらず、40人以下の児童を通わせる福祉型児童発達支援センターには、栄養士を配置しないことができる。
- 12 第7項第5号の規定にかかるわらず、調理業務の全部を委託する場合は、調理員を配置しないことができる。
- 13 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターに配置しなければならない従業者は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 嘴託医
 - (2) 児童指導員
 - (3) 保育士
 - (4) 栄養士
 - (5) 調理員
 - (6) 児童発達支援管理責任者
 - (7) 看護師
- 14 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターは、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合は、機能訓練担当職員を配置しなければならない。
- 15 第13項第1号の嘴託医は、内科、精神科、医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 16 第13項第2号の児童指導員、同項第3号の保育士、同項第7号の看護師及び第14項の機能訓練担当職員の総数は、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。ただし、当該機能訓練担当職員の員数は、1人以上とする。
- 17 第13項第4号の規定にかかるわらず、40人以下の児童を通わせる福祉型児童発達支援センターには、栄養士を配置しないことができる。
- 18 第13項第5号の規定にかかるわらず、調理業務の全部を委託する場合は、調理員を配置しないことができる。
- (生活指導等)
- 第86条 福祉型児童発達支援センターについては、第70条第1項及び第72条の規定を準用する。
- (業務の質の評価等)
- 第87条 福祉型児童発達支援センターは、自らその行う法第43条第1項第1号に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に当該業務の質の改善を図るよう努めなければならない。
- (保護者等との連絡)
- 第88条 福祉型児童発達支援センターの長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ当該児童の指導等を行った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導について、その協力を求めなければならない。
- (入所した児童に対する健康診断)
- 第89条 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターは、第14条第1項に規定する入所時の健康診断に当たり、特に難聴の原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能な者についてはできる限り治療しなければならない。
- (心理学的及び精神医学的診査)
- 第90条 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、第76条の規定を準用する。
- 第11章 医療型児童発達支援センター
- (設備の基準)

第91条 医療型児童発達支援センターには、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 診療所として必要な設備
- (2) 指導訓練室
- (3) 屋外訓練場
- (4) 相談室
- (5) 調理室

2 前項に規定するもののほか、医療型児童発達支援センターの設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 階段の傾斜は、緩やかにすること。
- (2) 浴室及び便所の手すりその他の身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。
(従業者の配置の基準)

第92条 医療型児童発達支援センターに配置しなければならない従業者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 診療所として必要な従業者
- (2) 児童指導員
- (3) 保育士
- (4) 看護師
- (5) 理学療法士又は作業療法士
- (6) 児童発達支援管理責任者
- (入所した児童に対する健康診断)

第93条 医療型児童発達支援センターは、第14条第1項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを判断しなければならない。

(生活指導等)

第94条 医療型児童発達支援センターについては、第70条第1項、第72条及び第88条の規定を準用する。

(業務の質の評価等)

第95条 医療型児童発達支援センターは、自らその行う法第43条第1項第2号に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に当該業務の質の改善を図るよう努めなければならない。

第12章 情緒障害児短期治療施設

(設備の基準)

第96条 情緒障害児短期治療施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 居室
- (2) 医務室
- (3) 静養室
- (4) 遊戯室
- (5) 観察室
- (6) 心理検査室
- (7) 相談室
- (8) 工作室
- (9) 調理室
- (10) 浴室
- (11) 便所

2 前項第1号及び第11号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 居室 次に掲げる基準に適合すること。
ア 一の居室の定員は4人以下とし、その面積は1人につき4.95平方メートル以上とすること。
イ 男子用及び女子用を区別して設けること。
- (2) 便所 男子用及び女子用を区別して設けること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

(従業者の配置の基準等)

第97条 情緒障害児短期治療施設に配置しなければならない従業者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 医師
- (2) 心理療法担当職員
- (3) 児童指導員
- (4) 保育士
- (5) 看護師
- (6) 個別対応職員
- (7) 家庭支援専門相談員
- (8) 栄養士
- (9) 調理員

2 前項第1号の医師は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

3 第1項第2号の心理療法担当職員は、大学の学部で心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は大学の学部で心理学に関する科目の単位を優

秀な成績で修得したことにより学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。

- 4 第1項第2号の心理療法担当職員の員数は、おおむね児童10人につき1人以上とする。
- 5 第1項第3号の児童指導員及び同項第4号の保育士の総数は、おおむね児童4・5人につき1人以上とする。
- 6 第1項第7号の家庭支援専門相談員は、精神保健福祉士の資格を有する者、情緒障害児短期治療施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- 7 第1項第9号の規定にかかわらず、調理業務の全部を委託する場合は、調理員を配置しないことができる。

(情緒障害児短期治療施設の長の資格等)

第98条 情緒障害児短期治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、基準省令第74条第1項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う情緒障害児短期治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、情緒障害児短期治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- (1) 医師（精神保健又は小児保健に関して学識経験を有するものに限る。）
 - (2) 社会福祉士の資格を有する者
 - (3) 情緒障害児短期治療施設の職員として3年以上勤務した者
 - (4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は基準省令第74条第1項第4号に規定する厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの
 - ア 児童福祉司となる資格を有する者にあっては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間
 - イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあっては、社会福祉事業に従事した期間
 - ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。）
- 2 情緒障害児短期治療施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のために、基準省令第74条第2項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(心理療法、生活指導及び家庭環境の調整)

第99条 情緒障害児短期治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が、当該情緒障害児短期治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるようすることを目的として行われなければならない。

- 2 情緒障害児短期治療施設における家庭環境の調整は、児童の保護者に児童の状態及び能力を説明するとともに、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう行われなければならない。

(自立支援計画の策定)

第100条 情緒障害児短期治療施設の長は、前条第1項の目的を達成するため、入所中の児童及びその家庭の状況等を勘案し、当該児童の自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第101条 情緒障害児短期治療施設は、自らその行う法第43条の2に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に当該業務の質の改善を図らなければならない。

(児童と起居を共にする従業者)

第102条 情緒障害児短期治療施設については、第66条の規定を準用する。

(関係機関との連携)

第103条 情緒障害児短期治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所と密接に連携するとともに、必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センターその他の関係機関と密接に連携して、児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第13章 児童自立支援施設

(設備の基準)

第104条 児童自立支援施設の学科指導に関する設備については、小学校、中学校又は特別支援学校の設備の設置基準に関する学校教育法の規定を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあっては、この限りでない。

- 2 児童自立支援施設の設備については、第58条（第2項第1号アただし書を除く。）の規定を準用する。ただし、居室は、男子用及び女子用を区別して設けなければならない。

(従業者の配置の基準等)

第105条 児童自立支援施設に配置しなければならない従業者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 児童自立支援専門員（児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。）
- (2) 児童生活支援員（児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以

下同じ。)

- (3) 嘴託医
 - (4) 精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘴託医
 - (5) 個別対応職員
 - (6) 家庭支援専門相談員
 - (7) 栄養士
 - (8) 調理員
- 2 前項第1号の児童自立支援専門員及び同項第2号の児童生活支援員の総数は、おおむね児童4.5人につき1人以上とする。
- 3 第1項第6号の家庭支援専門相談員は、精神保健福祉士の資格を有する者、児童自立支援施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- 4 第1項第7号の規定にかかるわらず、40人以下の児童を入所させる児童自立支援施設には、栄養士を配置しないことができる。
- 5 第1項第8号の規定にかかるわらず、調理業務の全部を委託する場合は、調理員を配置しないことができる。
- 6 児童自立支援施設は、心理療法を行う必要があると認められる10人以上の児童に心理療法を行う場合は、心理療法担当職員を配置しなければならない。
- 7 前項の心理療法担当職員は、大学の学部で心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は大学の学部で心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。
- 8 児童自立支援施設は、実習設備を設けて職業指導を行う場合は、職業指導員を配置しなければならない。
- (児童自立支援施設の長の資格等)
- 第106条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働省組織規則(平成13年厚生労働省令第1号)第622条に規定する児童自立支援専門員養成所(以下この条において「養成所」という。)が行う児童自立支援施設の運営に関する必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。
- (1) 医師(精神保健に関して学識経験を有するものに限る。)
 - (2) 社会福祉士の資格を有する者
 - (3) 児童自立支援専門員の職にあつた者等児童自立支援事業に5年(養成所が行う児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程(以下「講習課程」という。)を修了した者にあっては、3年)以上従事した者
 - (4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が5年(養成所が行う講習課程を修了した者にあっては、3年)以上であるもの
 - ア 児童福祉司となる資格を有する者にあっては、児童福祉事業(国、都道府県、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19に規定する指定都市又は法第59条の4に規定する児童相談所設置市における児童福祉に関する事務を含む。)に従事した期間
 - イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあっては、社会福祉事業に従事した期間
 - ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間(ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。)
- 2 児童自立支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のために、基準省令第81条第2項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- (児童自立支援専門員の資格)
- 第107条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- (1) 医師(精神保健に関して学識経験を有するものに限る。)
 - (2) 社会福祉士の資格を有する者
 - (3) 基準省令第82条第3号に規定する地方厚生局長等の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他養成施設を卒業した者
 - (4) 大学の学部で社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は大学の学部で社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの
 - (5) 大学院において社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの
 - (6) 外国の大学において社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科

又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの

(7) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、3年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が5年以上であるもの

(8) 学校教育法の規定により小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は2年以上教員としてその職務に従事したもの

(児童生活支援員の資格)

第108条 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 保育士の資格を有する者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 3年以上児童自立支援事業に従事した者

(生活指導、職業指導、学科指導及び家庭環境の調整)

第109条 児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、全ての児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援することを目的として行われなければならない。

2 学科指導については、学校教育法の規定による学習指導要領を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあっては、この限りでない。

3 児童自立支援施設における生活指導、職業指導及び家庭環境の調整については、第63条(第2項を除く。)の規定を準用する。
(自立支援計画の策定)

第110条 児童自立支援施設の長は、前条第1項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童及びその家庭の状況等を勘案し、当該児童の自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第111条 児童自立支援施設は、自らその行う法第44条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に当該業務の質の改善を図らなければならない。

(児童と起居を共にする従業者)

第112条 児童自立支援施設の長は、児童自立支援専門員及び児童生活支援員のうち少なくとも1人を児童と起居を共にさせなければならない。

(関係機関との連携)

第113条 児童自立支援施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所と密接に連携するとともに、必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所その他の関係機関と密接に連携して、児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

(心理学的及び精神医学的診査等)

第114条 児童自立支援施設は、入所している児童の自立支援のため、隨時、心理学的及び精神医学的診査並びに教育評価(学科指導を行う場合に限る。)を行わなければならぬ。

第14章 児童家庭支援センター

(設備の基準)

第115条 児童家庭支援センターには、相談室を設けなければならない。

(従業者の配置の基準等)

第116条 児童家庭支援センターに配置しなければならない従業者は、法第44条の2第1項に規定する業務(次条において「支援」という。)を担当する従業者とする。

2 前項の従業者は、法第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。
(支援を行うに当たって遵守すべき事項)

第117条 児童家庭支援センターにおける支援に当たっては、児童、保護者その他の者の意向の把握に努めるとともに、懇切丁寧に行うこととを旨としなければならない。

2 児童家庭支援センターは、支援を迅速かつ的確に行うことができるよう、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子自立支援員、母子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を円滑に行わなければならない。

3 児童家庭支援センターは、その附置されている施設との緊密な連携を図るとともに、支援を円滑に行うために必要な措置を講じなければならない。

(業務の質の評価等)

第118条 児童家庭支援センターは、自らその行う法第44条の2第1項に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に当該業務の質の改善を図るよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(高等学校及び大学の意味)

第2条 第38条第5号、第54条第2項第4号、第61条第8号及び第107条第7号に規定する高等学校は、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）第1条の規定による中等学校を含むものとする。

2 第27条第8項、第36条第5項、第54条第2項第6号ア、第59条第7項、第61条第4号、第97条第3項、第105条第7項及び第107条第4号に規定する大学は、旧大学令（大正7年勅令第388号）第1条の規定による大学を含むものとする。
(特例幼保連携保育所の特例)

第3条 熊本県認定こども園の認定要件に関する条例（平成19年熊本県条例第12号。以下「認定こども園基準条例」という。）に掲げる要件を満たす運営を行なうために設置後相当の期間を経過した幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されないと認められるものに限る。）と幼保連携施設を構成するよう保育所を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所（以下「特例幼保連携保育所」という。）の保育室又は遊戯室については、当該幼保連携施設の園舎の面積（乳児又は満2歳に満たない幼児の保育の用に供する乳児室、ほいく室その他の施設設備の面積及び満2歳以上満3歳に満たない幼児の保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積を除く。）が次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる面積以上であるときは、当分の間、第44条第4項第1号アの規定を適用しない。

| 学級数 | 面積 |
|-------|-----------------------------|
| 1学級 | 180平方メートル |
| 2学級以上 | 320平方メートル+100平方メートル×(学級数-2) |

2 特例幼保連携保育所の屋外遊戯場については、当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の屋外遊戯場及び運動場の面積が次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる面積と満2歳以上満3歳に満たない幼児につき第44条第4項第2号アの規定により算定した面積とを合算した面積以上であるときは、当分の間、同号アの規定を適用しない。

| 学級数 | 面積 |
|-------|----------------------------|
| 2学級以下 | 330平方メートル+30平方メートル×(学級数-1) |
| 3学級以上 | 400平方メートル+80平方メートル×(学級数-3) |

3 特例幼保連携保育所であって、満3歳以上の幼児につき第46条第2項に規定する員数の保育士を確保することが困難であるものに対する同項の規定（満3歳以上の幼児に関する部分に限る。）の適用については、当分の間、幼稚園の教員免許状を有する当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の職員（当該特例幼保連携保育所の設置又は移転の後に新たに採用された者を除く。）であって、保育士となる資格の取得に努めており、かつ、その意欲、適性及び能力等を考慮して知事が適當であると承認したものは、保育士とみなす。

4 前項の規定による知事の承認の有効期間は、その承認をした日から3年とする。

5 前項の規定にかかわらず、第3項の規定による知事の承認については、当分の間、相当期間にわたり保育士を確保することが困難である場合に限り、その有効期間を6年とすることができる。

6 前各項の規定は、認定こども園基準条例に掲げる要件を満たす運営を行なうために設置後相当の期間を経過した保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されないと認められるものに限る。）と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所について準用する。この場合において、第3項中「当該特例幼保連携保育所の」とあるのは、「当該保育所と幼保連携施設を構成する幼稚園の」と読み替えるものとする。

（乳児6人以上を入所させる保育所の保育士に対する経過措置）

第4条 乳児6人以上を入所させる保育所に係る第46条第2項に規定する保育士の員数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。

（平成10年4月1日前から存する母子生活支援施設等に対する経過措置）

第5条 平成10年4月1日において児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第15号）附則第3条の規定の適用を受け看護師に代えることとされ、した者であつて、この条例の施行の日の前日まで引き続いて当該乳児院に看護師に規定する勤務するものとのときは、第27条第1項第2号及び第28条第1項第2号に規定する看護師に代えることができる。

2 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成9年法律第74号）附則第5条第1項の規定により母子生活支援施設、児童養護施設又は児童自立支援施設とみなされる施設に規定する第35条第2項第2号及び第58条第2項第1号ア（第104条第2項第2号中「30平方メートル」と、第58条第2項第2号中「30平方メートル」とあるのは「おおむね1人につき2.47平方メートル」と、第58条第2項第2号中「30平方メートル」とあるのは「4人以下とし、その面積は1人につき4.95平方メートル」と、第58条第2項第2号中「4人以下とし、その面積は1人につき2.47平方メートル」とあるのは「15人以下とし、その面積は1人につき2.47平方メートル以上とする」とあること」とする。

3 児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第15号）によ

る改正前の児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第81条から第83条までに規定する児童の教護事業に従事した期間は、第106条から第108条までに規定する児童自立支援事業に従事した期間とみなす。

（平成19年4月1日前から存する児童自立支援施設に対する経過措置）
第6条 第106条から第108条までの規定にかかわらず、平成19年4月1日前から児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第29号）による改正前の児童福祉施設最低基準第81条から第83条までに規定する児童自立支援施設の長、児童自立支援専門員又は児童生活支援員である者については、第106条から第108条までに規定する児童自立支援施設の長、児童自立支援専門員又は児童生活支援員の資格を有する者とみなす。

（平成23年6月17日前から存する乳児院等に対する経過措置）
第7条 平成23年6月17日前から存する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設又は児童自立支援施設の建物（同日において建築中のものを含み、同日以後に全面的に改築されたものを除く。）については、第25条第1項第6号、第26条第1項第2号、第35条第1項第3号又は第58条第1項第2号（第104条第2項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

2 平成23年6月17日前から存する母子生活支援施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、付近に公衆浴場等があるときは、浴室を設けないことができる。

- (1) 調理場
- (2) 浴室
- (3) 便所

3 平成23年6月17日前から存する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、建物（同日以後に全面的に改築されたものを除く。）に対する第25条第2項第1号（第25条第2項第1号のつき」と「人1人以上」）と「人1人以下」の規定は、適用しない。
障害児短期治療施設又は児童自立支援施設の建物（同日以後に全面的に改築されたものを除く。）に対する第25条第2項第1号（第25条第2項第1号のつき」と「人1人以上」）と「人1人以下」の規定は、適用しない。
障害児短期治療施設又は児童自立支援施設の建物（同日以後に全面的に改築されたものを除く。）に対する第25条第2項第1号（第25条第2項第1号のつき」と「人1人以上」）と「人1人以下」の規定は、適用しない。

4 平成23年6月17日前から存する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設又は情緒障害児短期治療施設に配置される第97条相談室は、この規定にかかるものとみなす。

（平成23年6月17日前から存する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設又は情緒障害児短期治療施設に対する経過措置）
第8条 平成23年9月1日以前から存する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設又は情緒障害児短期治療施設の長は、この規定にかかるものとみなす。

（平成23年9月1日以前から存する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設又は情緒障害児短期治療施設に対する経過措置）
第8条 平成23年9月1日以前から存する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設又は情緒障害児短期治療施設の長は、この規定にかかるものとみなす。

適用については、同項中「おおむね児童の数を4で除して得た数以上」とあるのは「おおむね乳幼児の数を4で除して得た数及び少年の数を7・5で除して得た数を合計した数」とする。

熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例をここに公布する。

平成24年12月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第76号

熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

目次

| |
|-------------------------------------|
| 第1章 総則（第1条—第4条） |
| 第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護 |
| 第1節 基本方針（第5条） |
| 第2節 人員に関する基準（第6条—第8条） |
| 第3節 設備に関する基準（第9条） |
| 第4節 運営に関する基準（第10条—第44条） |
| 第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第45条—第49条） |
| 第3章 療養介護 |
| 第1節 基本方針（第50条） |
| 第2節 人員に関する基準（第51条・第52条） |
| 第3節 設備に関する基準（第53条） |
| 第4節 運営に関する基準（第54条—第78条） |
| 第4章 生活介護 |
| 第1節 基本方針（第79条） |
| 第2節 人員に関する基準（第80条—第82条） |
| 第3節 設備に関する基準（第83条） |
| 第4節 運営に関する基準（第84条—第95条） |
| 第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第96条—第98条） |
| 第5章 短期入所 |
| 第1節 基本方針（第99条） |
| 第2節 人員に関する基準（第100条・第101条） |
| 第3節 設備に関する基準（第102条） |
| 第4節 運営に関する基準（第103条—第110条） |
| 第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第111条・第112条） |
| 第6章 重度障害者等包括支援 |
| 第1節 基本方針（第113条） |
| 第2節 人員に関する基準（第114条・第115条） |
| 第3節 設備に関する基準（第116条） |
| 第4節 運営に関する基準（第117条—第123条） |
| 第7章 共同生活介護 |
| 第1節 基本方針（第124条） |
| 第2節 人員に関する基準（第125条・第126条） |
| 第3節 設備に関する基準（第127条） |
| 第4節 運営に関する基準（第128条—第141条） |
| 第8章 自立訓練（機能訓練） |
| 第1節 基本方針（第142条） |
| 第2節 人員に関する基準（第143条・第144条） |
| 第3節 設備に関する基準（第145条） |
| 第4節 運営に関する基準（第146条—第149条） |
| 第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第150条・第151条） |
| 第9章 自立訓練（生活訓練） |
| 第1節 基本方針（第152条） |
| 第2節 人員に関する基準（第153条・第154条） |
| 第3節 設備に関する基準（第155条） |
| 第4節 運営に関する基準（第156条—第159条） |
| 第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第160条・第161条） |
| 第10章 就労移行支援 |
| 第1節 基本方針（第162条） |
| 第2節 人員に関する基準（第163条—第165条） |
| 第3節 設備に関する基準（第166条・第167条） |
| 第4節 運営に関する基準（第168条—第172条） |
| 第11章 就労継続支援A型 |
| 第1節 基本方針（第173条） |
| 第2節 人員に関する基準（第174条・第175条） |
| 第3節 設備に関する基準（第176条） |
| 第4節 運営に関する基準（第177条—第185条） |